

(案)

西和賀町過疎地域持続的発展計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 8 年 3 月

岩手県西和賀町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	西和賀町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	行財政の状況	7
(4)	地域の持続的発展の基本方針	9
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	9
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7)	計画期間	10
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	10
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
(1)	現況と課題	14
(2)	その対策	14
(3)	事業計画	15
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	17
3	産業の振興	18
(1)	現況と課題	18
(2)	その対策	21
(3)	事業計画	26
(4)	産業振興促進事項	29
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	30
4	地域における情報化	31
(1)	現況と課題	31
(2)	その対策	31
(3)	事業計画	31
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	31
5	交通施設の整備、交通手段の確保	32
(1)	現況と課題	32
(2)	その対策	33
(3)	事業計画	34
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	36
6	生活環境の整備	37
(1)	現況と課題	37
(2)	その対策	38
(3)	事業計画	41
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	42

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	43
(1) 現況と課題	43
(2) その対策	44
(3) 事業計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
8 医療の確保	51
(1) 現況と課題	51
(2) その対策	51
(3) 事業計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
9 教育の振興	55
(1) 現況と課題	55
(2) その対策	56
(3) 事業計画	58
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	60
10 集落の整備	61
(1) 現況と課題	61
(2) その対策	61
(3) 事業計画	62
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	63
11 地域文化の振興等	64
(1) 現況と課題	64
(2) その対策	64
(3) 事業計画	65
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	65
12 再生可能エネルギーの利用の推進	66
(1) 現況と課題	66
(2) その対策	66
(3) 事業計画	66
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	66
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	67
(1) 現況と課題	67
(2) その対策	67
事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	68

1 基本的な事項

(1) 西和賀町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、岩手県の南西部に位置し、北は雫石町、南は奥州市、東は花巻市と北上市、西は奥羽山脈の分水嶺を境として秋田県に接し、四方を連山に囲まれた盆地です。総面積は 590.74k m²で、南北 50km、東西 20km の広がりがあり、総面積のうち約 89% が山林原野で、農耕地はわずか 4% となっています。

地勢はおおむね急峻、標高 250m から 440m の高原性盆地で、北上川最大の支流である和賀川が町の中央を L 字型に流れています。

気候は日本海型であり、11 月下旬から翌年 4 月上旬までの年間降雪量は 10m 超、最深積雪が 1.7m となる県下有数の豪雪地帯であり、年平均気温 9.0°C、年間降雨量 2,100mm となっています。

本地域では、約 35,000 年前のものとされる鉄鉱石や旧石器、木炭片が白木野区の大台野遺跡から出土しており、その当時からすでに人類の生活が営まれていました。江戸時代は沢内通りとして南部藩に属し、明治 22 年の町村制施行により湯田村（昭和 39 年より湯田町）と沢内村になり、その後 116 年間にわたりそれぞれ特色あるまちづくりを行ってきましたが、平成 17 年 11 月 1 日に合併し、現在の西和賀町となりました。

交通機能は、町南部を東西に秋田自動車道、JR 北上線、一般国道 107 号が並行して通っており、南北に盛岡市に通ずる主要地方道盛岡横手線があります。また、主要地方道花巻大曲線の花巻・沢内間が令和 6 年度に全区間開通し、冬期間は閉鎖されるものの沢内中央部から花巻へ通じる路線も確保されるなど交通基盤整備が進み、経済圏は花巻市、北上市を中心とし、盛岡市、秋田県横手市にまで広がっています。

② 過疎の状況

本町の人口の推移は、昭和 35 年の 19,364 人をピークに、昭和 55 年には 1 万人を割り、平成 12 年は 7,983 人、令和 2 年には 5,134 人と減少し続けています。主な要因は、基幹産業であった鉱山の閉山、湯田ダムの建設による水没移転が大きく、昭和 45 年までに約 4 割の人口が減少しました。以後も都市への人口流出、農林業の不振や就業機会の不足、都市的な生活環境整備の遅れ等による若年層の町外流出が続き、出生率の低下と相まって急速な高齢化が進み、令和 2 年の高齢化率は 51.0% となっています。

本町の過疎対策は、昭和 45 年に策定された旧町村それぞれの過疎地域振興計画に基づき、農業基盤、交通通信体系、生活環境の整備や教育文化施設の整備等の諸施策を計画的に実行してきており、令和 3 年度から令和 7 年度までの過疎地域持続的発展計画では、総額 57 億 3 千 2 百万円の整備を行う見込みです。

町の主な産業としては、豊富な温泉資源を活かした観光と、高原性の気候を活かした花卉栽培と稲作を組み合わせた複合経営の農業が中心となっています。農林業や商工業、

観光業など産業全体が停滞傾向にある中、地域の特色を活かした産業の振興を図るため、産業間の連携による6次産業の推進や、雪冷熱や間伐材を活用した木質バイオマスなどの自然エネルギー活用、林業の活性化、森林資源の整備・保全に努めてきました。観光については、温泉や山菜、きのこなどの地場食材、自然景観など地域資源の活用や、インバウンドの受け入れに向けた取組も進められています。

交通通信体系の整備については、令和5年度末の町道の改良率が62.8%、舗装率が59.4%であり、除雪機械の更新や防雪柵等の設置により冬期交通の確保も図られています。また、町道東側幹線の道路改良や町道と県道を連絡する橋梁整備が図られ、交通の利便性が高まりました。

生活環境については、令和5年度末の水道普及率が98.8%となっており、また、平成21年度から全域供用となった公共下水道事業等により、令和5年度末の水洗化率は83.4%となっています。

高齢者の福祉や医療の確保については、高齢化の進行が今後も続くことが予想されます。そのため、平成26年に新築した西和賀さわうち病院を核とした検診事業や保健活動の推進、医療機器の充実を図るとともに、町内の高齢者介護のための施設設備や各種サービスの充実等により、健康で安らぎのある老後が送れる体制の整備に努めています。

教育については、1人1台パソコン端末の整備によるGIGAスクール構想の推進や遠距離児童生徒の通学のためのスクールバスの整備、近年の猛暑に対応した教育環境の充実に努めているほか、児童生徒数の減少や建物の老朽化を踏まえた小中学校のあり方の見直しに着手しています。また、地域文化については、文化創造館を拠点とした演劇交流や生涯学習事業、志賀来ドームや湯本屋内温泉プール等のスポーツ施設の整備により、生涯学習・スポーツ、地域文化の振興を図っています。

このように特色ある取組に努めていますが、広大な面積と急峻な地形、特別豪雪地帯という厳しい立地条件に加え、農林業の低迷と先行きの不透明感、経済の低迷、高齢化社会の到来など、本町が抱える課題は多く、社会・経済の環境はまだまだ厳しい状況下にあります。

③ 社会経済発展の状況

本町における令和2年の産業別就業人口は、第一次産業が524人（就業人口比率19.8%）、第二次産業585人（同22.1%）、第三次産業1,544人（同58.2%）となっています。就業人口比率を平成27年と比較すると、第三次産業は増、第一次産業及び第二次産業は減となっており、産業構造全体としては、人口減少及び高齢化により、就業人口そのものが減少しています。

交通機能に関しては、(1)の①に記載のとおりですが、このような産業構造や経済的立地特性を踏まえて本町の自立を進めるには、地域の特色を活かした産業振興を図る新たな方策や、支援体制の整備が必要とされています。そのために、地域の基幹産業の基盤強化を図りながら、自立のための各種支援を行うとともに、温泉や雪、山の幸など地域

固有の資源を活かした産業間の連携による6次産業の形成をめざし、外部との交流を活かしながら、地域内における産業間の連携体制の整備を進める必要があります。

また、少子高齢化に伴い、産業全体の活力が減退していることから、地域産業の担い手確保と経営基盤の維持・強化に努め、雇用機会の拡大を図っていく必要があります。

■過疎地域持続的発展計画と実績見込(令和3年度～7年度) (単位:千円、%)

持続的発展施策区分	計画額		実績見込額		実施率 B/A
	A	構成比	B	構成比	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	86,883	1.0	68,250	1.2	78.6
2 産業の振興	2,509,322	28.5	1,038,906	18.1	41.4
3 地域における情報化	231,089	2.6	238,807	4.2	103.3
4 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	1,952,500	22.1	1,466,927	25.6	75.1
5 生活環境の整備	1,000,456	11.3	836,495	14.6	83.6
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	1,238,925	14.0	352,738	6.2	28.5
7 医療の確保	220,200	2.5	268,877	4.7	122.1
8 教育の振興	1,206,325	13.7	1,142,394	19.9	94.7
9 集落の整備	231,723	2.6	223,967	3.9	96.7
10 地域文化の振興等	138,867	1.6	94,875	1.7	68.3
11 再生可能エネルギーの利用の推進	2,000	0.0	0	0.0	0.0
合 計	8,818,290	100.0	5,732,236	100.0	65.0

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

国勢調査によると、本町の人口は昭和30年代の2万人弱をピークに、その後20年間で半数まで落ち込み、昭和55年以降は、国勢調査ごとの5年間で500人前後の減少が続き、平成17年以降は700人を超える減少となっています。年少人口、労働力人口が減少する中で、昭和55年に15%台であった高齢化率は、平成17年には39.3%、令和2年には51.0%と大幅に上昇し続け、岩手県内でも最も高齢化率の高い自治体となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本町の人口が2040年に2,760人とのデータが示されていますが、本町の人口減少対策となる第3次西和賀町総合計画及び第3期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実行することにより、子育て世代や新規就業者の移住を目指し、2040年の人口目標を3,022人と定めています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	人	実数	増減率	人	増減率	実数	増減率	人	増減率	人	増減率
総 数	19,364	15,175	△ 21.6	12,667	△ 16.5	10,923	△ 13.8	9,989	△ 8.6	9,520	△ 4.7	
0歳～14歳	6,529	4,902	△ 24.9	3,383	△ 31.0	2,353	△ 30.4	1,804	△ 23.3	1,638	△ 9.2	
15歳～64歳	11,933	9,369	△ 21.5	8,191	△ 12.6	7,262	△ 11.3	6,642	△ 8.5	6,129	△ 7.7	
うち15歳～29歳(a)	4,826	2,928	△ 39.3	2,184	△ 25.4	1,876	△ 14.1	1,558	△ 17.0	1,234	△ 20.8	
65歳以上(b)	902	904	0.2	1,093	20.9	1,308	19.7	1,543	18.0	1,753	13.6	
(a)／総数	%	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	
若年者比率	24.9	19.3	—	17.2	—	17.2	—	15.6	—	13.0	—	
(b)／総数	%	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	
高齢者比率	4.7	6.0	—	8.6	—	12.0	—	15.4	—	18.4	—	

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率								
総 数	人 8,973	% △ 5.7	人 8,594	% △ 4.2	人 7,983	% △ 7.1	人 7,375	% △ 7.6	人 6,602	% △ 10.5	人 5,880	% △ 10.9
0歳～14歳	1,495	△ 8.7	1,269	△ 15.1	1,000	△ 21.2	738	△ 26.2	595	△ 19.4	459	△ 22.9
15歳～64歳	5,516	△ 10.0	5,039	△ 8.6	4,287	△ 14.9	3,736	△ 12.9	3,170	△ 15.1	2,661	△ 16.1
うち15歳～29歳(a)	912	△ 26.1	842	△ 7.7	840	△ 0.2	725	△ 13.7	526	△ 27.4	441	△ 16.2
65歳以上(b)	1,962	11.9	2,286	16.5	2,696	17.9	2,901	7.6	2,837	△ 2.2	2,760	△ 2.7
(a)／総数	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
若年者比率	10.2	—	9.8	—	10.5	—	9.8	—	8.0	—	7.5	—
(b)／総数	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
高齢者比率	21.9	—	26.6	—	33.8	—	39.3	—	43.0	—	46.9	—

区分	令和2年	
	実数	増減率
総 数	人 5,134	% △ 12.7
0歳～14歳	360	△ 21.6
15歳～64歳	2,155	△ 19.0
うち15歳～29歳(a)	341	△ 22.7
65歳以上(b)	2,619	△ 5.1
(a)／総数	%	—
若年者比率	6.6	—
(b)／総数	%	—
高齢者比率	51.0	—

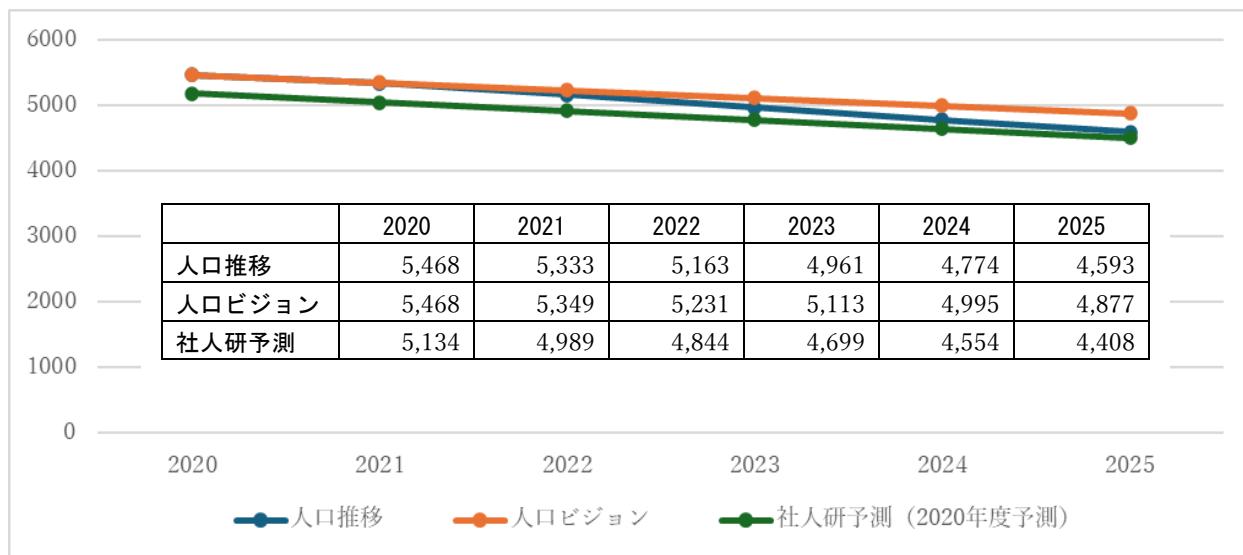
表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数
総 数	人 6,224	% —	人 5,468	% —	% △ 12.1	人 4,593	% —	% △ 16.0	
男	2,909	46.7	2,559	46.8	△ 12.0	2,174	47.3	△ 15.0	
女	3,315	53.3	2,909	53.2	△ 12.2	2,419	52.7	△ 16.8	

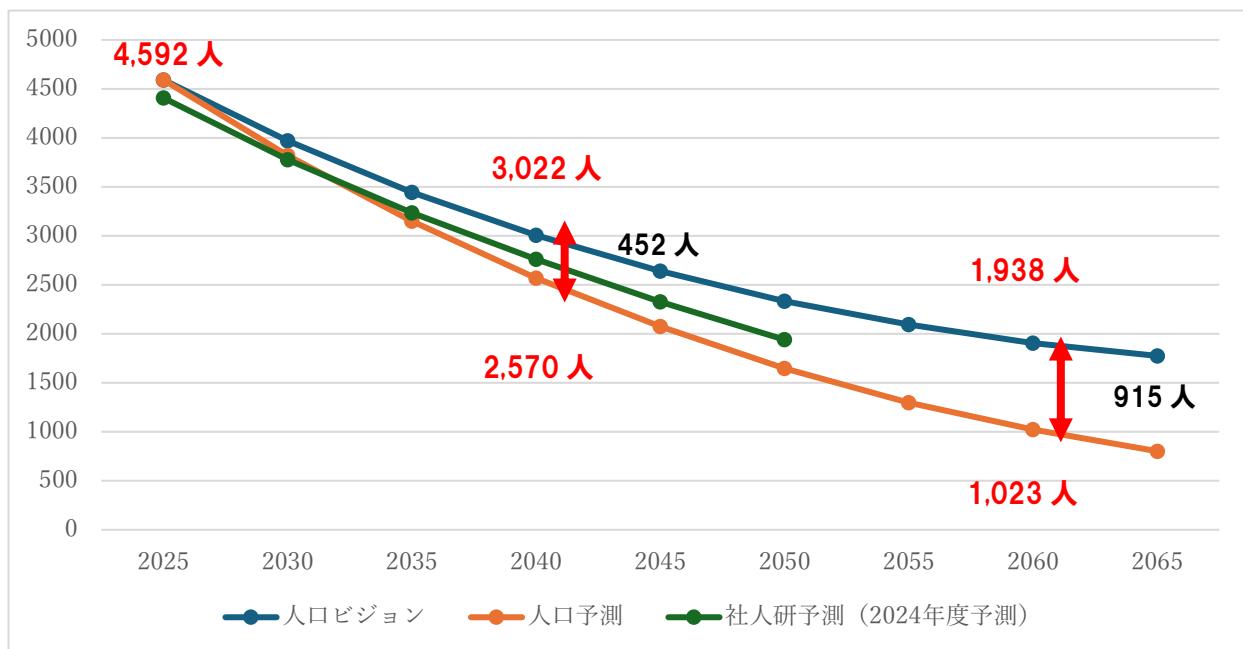
区分	令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 5,442	% —	人 4,550	% —	% △ 16.4	
男 (外国人住民除く)	2,550	46.9	2,157	47.4	△ 15.4	
女 (外国人住民除く)	2,892	53.1	2,393	52.6	△ 17.3	
参考 男(外国人住民)	9	34.6	17	39.5	88.9	
参考 女(外国人住民)	17	65.4	26	60.5	52.9	

図1 人口の見通し

(1) 第2期西和賀町人口ビジョン



(2) 第3期西和賀町人口ビジョン



	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
人口ビジョン	4,592	3,975	3,454	3,022	2,658	2,357	2,117	1,938	1,810
若年人口	259	237	223	238	226	213	197	186	183
生産人口	1,830	1,541	1,369	1,213	1,108	1,020	949	890	865
高齢人口	2,503	2,197	1,862	1,571	1,324	1,124	971	856	762
人口推移予測	4,592	3,819	3,149	2,570	2,074	1,646	1,297	1,023	802
社人研予測	4,408	3,779	3,234	2,760	2,326	1,940	—	—	—

② 産業の推移と動向

本町の就業人口は、鉱山が操業していた昭和 35 年の 9,453 人をピークに年々減少し、令和 2 年には 2,653 人となっています。平成 27 年と比較した減少率は 11.2% となっており、継続して減少傾向にあります。

産業別にみると、第一次産業は、農林業の構造的な低迷から昭和 35 年の 4,203 人に対し令和 2 年には 524 人に減少しています。平成 27 年と令和 2 年の対比では 20.7% と、大きく減少しています。農産物の価格の低迷もあり、就業者の高齢化と後継者不足により耕作されない農地の増加や経営規模の縮小等が懸念されます。

第二次産業は、鉱山の閉山、ダム工事の完成に伴う建設業の縮小等で昭和 35 年の 3,398 人から令和 2 年には 585 人と大幅に減少しています。平成 27 年との対比では 15.2% の減少となっておりますが、10 年前の平成 22 年と比較すると 19.4% の減少となっており、企業・事業所の撤退や閉鎖などによる地域経済へのダメージは大きいものがあります。

第三次産業は、温泉を中心とした観光関連業種の活動により、過疎化の中でも就業人口は横ばいで推移してきましたが、平成 27 年と令和 2 年の対比では 5.5% の減少、平成 22 年との対比では 9.2% の減少となっています。小規模小売店の閉店や事業所の閉鎖などにより、就業者の減少が続いている。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	人	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	9,453	人	7,074	△ 25.2	6,640	△ 6.1	5,953	△ 10.3	5,416	△ 9.0
第一次産業										
就業人口(人)	4,203		3,430	△ 18.4	3,147	△ 8.3	2,709	△ 13.9	1,625	△ 40.0
就業人口比率(%)	44.5		48.5	—	47.4	—	45.5	—	30.0	—
第二次産業										
就業人口(人)	3,398		1,735	△ 48.9	1,604	△ 7.6	1,479	△ 7.8	1,816	22.8
就業人口比率(%)	35.9		24.5	—	24.2	—	24.8	—	33.5	—
第三次産業										
就業人口(人)	1,852		1,909	3.1	1,889	△ 1.0	1,774	△ 6.1	1,975	11.3
就業人口比率(%)	19.6		27.0	—	28.4	—	29.8	—	36.5	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,314	% △ 1.9	人 5,106	% △ 3.9	人 4,957	% △ 2.9	人 4,351	% △ 12.2	人 3,879	% △ 10.9
第一次産業										
就業人口(人)	1,949	19.9	1,625	△ 16.6	1,288	△ 20.7	1,182	△ 8.2	1,080	△ 8.6
就業人口比率(%)	36.7	—	31.8	—	26.0	—	27.2	—	27.8	—
第二次産業										
就業人口(人)	1,454	△ 19.9	1,569	7.9	1,726	10.0	1,257	△ 27.2	926	△ 26.3
就業人口比率(%)	27.4	—	30.7	—	34.8	—	28.9	—	23.9	—
第三次産業										
就業人口(人)	1,911	△ 3.2	1,912	0.1	1,943	1.6	1,912	△ 1.6	1,859	△ 2.8
就業人口比率(%)	36.0	—	37.4	—	39.2	—	43.9	—	47.9	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,328	% △ 14.2	人 2,988	% △ 10.2	人 2,653	% △ 11.2
第一次産業						
就業人口(人)	888	△ 17.8	661	△ 25.6	524	△ 20.7
就業人口比率(%)	26.7	—	22.1	—	19.8	—
第二次産業						
就業人口(人)	726	△ 21.6	690	△ 5.0	585	△ 15.2
就業人口比率(%)	21.8	—	23.1	—	22.1	—
第三次産業						
就業人口(人)	1,701	△ 8.5	1,634	△ 3.9	1,544	△ 5.5
就業人口比率(%)	51.1	—	54.7	—	58.2	—

(3) 行財政の状況

① 行政の状況

本町の行政運営については、平成 17 年の合併時から湯田庁舎（川尻）と沢内庁舎（太田）の分庁舎方式とし、組織体制は 9 課体制（令和 7 年 4 月 1 日現在）となっており、その他に議会事務局、農業委員会、教育委員会（2 課 1 室）、選挙管理委員会、町立西和賀さわうち病院が置かれています。近年、社会経済の変化により町民からの行政ニーズも質的、量的にますます高度化、多様化の傾向にあるため、職員個々の能力と資質の向上、専門職の養成、適正な人事配置とともに各部署間の相互調整機能を充実し、効率的、弹力的行政運営を図ることが課題となっています。

② 財政の状況

普通会計の決算状況をみると、歳入総額に占める町税収入等の自主財源比率は、令和 2 年度 19.5%、令和 6 年度は 19.8% とほぼ同程度となっていますが、令和 6 年度の県平均 33.0% を大きく下回っています。地方交付税、国県支出金、町債等に依存しており、特に地方交付税は、令和 2 年度 47.8%、令和 6 年度 57.7% と依然として高い割合となっています。

歳出では、農林業の生産基盤や町道、各種施設整備等に充てる投資的経費の割合が令和 6 年度では 8.3% となっています。財政の健全化に向けて地方債発行を抑制し、プライマリーバランスの黒字化を目指しており、普通建設事業の抑制に努めています。義務的経費については、定員管理による適正な職員数の維持に努めているものの定年年齢の延長や給与改定による人件費の増加などにより、令和 6 年度は令和 2 年度対比 132,631 千円の増となっています。

財政力を示す財政力指数は、町税収入が伸びない状況にあり、令和 6 年度は 0.14 で県平均 0.37 を大きく下回り、県内最低グループに含まれています。財政の健全性の指標である経常収支比率は、令和 2 年度 86.1% から令和 6 年度 91.8% と悪化しています。一般財源の増額がみられるものの義務的経費をはじめとする経常経費の削減が進んでおらず、財政の硬直化が進んでいます。また、公債費負担比率は、令和 2 年度 11.9%、令和 6 年度 11.6% と横ばいとなっています。

表1-2(1)財政の状況(企画財政課)

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	7,565,827	7,742,399	8,316,336	7,842,134
一般財源	5,012,507	5,042,030	4,731,614	5,273,522
国庫支出金	1,085,613	637,294	1,230,066	576,130
都道府県支出金	414,253	561,344	452,072	380,677
地方債	501,200	538,700	794,800	527,500
うち過疎債	96,200	177,800	57,200	255,000
その他	552,254	963,031	1,107,784	1,084,305
歳出総額 B	6,900,139	7,442,496	7,965,373	7,545,188
義務的経費	2,758,842	2,395,357	2,262,712	2,395,343
投資的経費	729,789	902,915	809,058	653,660
うち普通建設事業	699,553	869,069	782,987	533,885
その他	3,411,508	4,144,224	4,893,603	4,496,185
過疎対策事業費	263,992	412,615	220,194	339,720
歳入歳出差引額 C(A-B)	665,688	299,903	350,963	296,946
翌年度へ繰越すべき財源 D	511,030	98,064	83,324	40,218
実質収支 C-D	154,658	201,839	267,639	256,728
財政力指数	0.15	0.15	0.15	0.14
公債費負担比率 (%)	17.0	13.2	11.9	11.6
実質公債費比率 (%)	14.8	8.8	11.2	15.9
起債制限比率 (%)	—	—	—	—
経常収支比率 (%)	83.0	84.4	86.1	91.8
将来負担比率 (%)	105.3	68.3	85.6	43.5
地方債現在高	8,036,237	7,589,499	7,616,182	8,049,197

③ 施設整備の現状と動向

令和5年度末の町道の整備状況をみると、改良率が62.8%、舗装率が59.4%となっています。交通安全対策と交流人口の受け入れに対応するため、幹線町道の二次改良と生活路線であるその他の町道の整備を重点的に推進する必要があります。

一方、産業基盤である農林道については、その整備状況も十分とはいえず、今後とも計画的に整備をする必要があります。

水道普及率は、令和5年度末で98.8%となっています。平成30年度に町内に2つあった簡易水道を一つに統合し上水道事業として公営企業会計に移行しています。人口減少に伴い料金収入が減少している状況にあることから、水道料金の見直しを行い、健全かつ効率的な経営に努めているところであります。

また、水洗化率は、令和5年度末で83.4%と岩手県の水洗化率79.7%を僅かに上回る率となっています。しかしながら、上水道事業と同様に人口減少に伴う使用料収入の減や、機械・電気設備等の老朽化に伴う更新投資の増大が見込まれることから、令和6年度に公営企業会計へ移行し、将来にわたって持続可能な経営を確保するための取組を進めています。

そのほか、施設の老朽化に伴い、平成26年度に町立病院、平成27年度に火葬場、令

和2年度に西和賀消防署、令和4年度には給食センターの移転新築を行いました。そのほか、保健医療福祉・教育文化・産業振興など各分野での施設整備を進めていますが、他市町村と比較して低い整備状況にあり、計画的、効率的な整備を進める必要があります。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況(公共施設状況調査)

区分	平成12 年度末	平成22 年度末	平成27 年度末	令和2 年度末	令和5 年度末
市町村道					
改良率(%)	55.6	58.9	61.7	62.0	62.8
舗装率(%)	51.8	55.0	58.1	58.2	59.4
農道延長(m)	—	51,526	51,526	51,526	51,526
耕地 1ha当たり農道延長(m)	68.3	—	—	—	—
林道延長(m)	—	71,660	75,394	71,685	72,105
林野 1ha当たり林道延長(m)	5.9	—	—	—	—
水道普及率(%)	99.0	98.2	98.6	98.5	98.8
水洗化率(%)	10.2	69.5	72.9	79.8	83.4
人口千人当たり病院・診療所の病床数(床)	4.8	5.6	6.6	7.5	8.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、地域社会の形成と総合的かつ計画的な行政を推進するため、平成30年度に「第2次西和賀町総合計画」を策定し、「未来へつなぐ 豊かな自然 豊かな心 笑顔あふれる健幸のまち」の実現に向け、まちづくりを進めてきましたが、この計画期間が令和7年度をもって終了することから、これまでの成果と課題を検証し、社会経済情勢の変化に対応した新たなまちづくりの指針として「第3次西和賀町総合計画」を策定しました。

まちの将来像を「豊かな自然と学びが拓く 笑顔が行き交う にぎわいのまち」と掲げ、その実現に向けた基本目標を「地域資源を活用したにぎわい創出と多様で魅力ある産業の振興」「地域への誇りを育み未来を拓く人材育成」「いきいきと健康な暮らしを支える保健医療福祉の推進」「安全で快適な住みよい環境と安心な暮らしづくり」とし、3つの重点戦略「複合拠点施設(道の駅)整備とにぎわい創出」「西和賀高校魅力化による人材育成」「「ユキノチカラ」地域価値プラットフォーム形成」に基づく具体的な施策を展開することにより、持続可能な地域社会の形成と地域資源等を活用した地域の活力のさらなる向上を図っていきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき計画全般に係わる基本目標は次のとおりです。

	R6	基準値 R7	R8	R9	R10	R11	R12
人口(人)	4,774	4,592	4,437	4,314	4,198	4,083	3,975
人口増減率(%)	—	△3.81	△3.38	△2.77	△2.69	△2.74	△2.65

※各年度4月1日現在(外国人含む)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画による施策は、上位計画である「第3次西和賀町総合計画」と強く整合性が図られた内容であることから、毎年度実施する総合計画における事務事業評価、施策評価及び外部有識者で構成する西和賀町基本構想審議会における検証を過疎計画の評価とします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

① 施設類型ごとの管理に関する方針

【建築物系施設】

ア 文化系施設

西和賀町文化創造館（銀河ホール）は、設置から30年が経過し、建物・設備の老朽化が進んでいます。これに伴って更新需要が増大していることから、長期維持管理計画を策定し、優先順位に基づいて対応を進める必要があります。また、歴史民俗資料館については、遺跡出土物、民俗資料及び鉱山資料が混在して展示されており、改善が必要です。入館者数は低水準の状況が続いている。

今後は、芸術文化関係施設の適正な維持管理に努めるとともに、計画的な資料の点検と整理を進め、町の歴史や文化を学ぶ拠点施設としての機能の維持を図ります。

イ スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設については、全ての施設が設置から相当な年数が経過しており、大規模改修が必要な状況となっています。これに加え、人口減少と高齢化が進む中で、施設の利用は低下傾向にあり、これらの状況を踏まえ、今後の施設管理のあり方を明確にするため、早急に個別施設計画を策定する必要があります。

空き校舎体育館については、社会体育施設として活用を図るほか、小学校施設については、これまでどおり学校開放施設としての活用を促進します。

ウ 観光系施設、産業系施設

温泉を主体とした観光分野は本町の重要な産業であり、体験型観光の需要の高まりや温泉を活用した健康づくりの側面を踏まえ、公共施設等の維持管理についても、耐震化の現状を踏まえるとともに、令和3年11月に策定した「第二次西和賀町観光振興計画」に沿った維持管理を進めていく必要があります。

観光系施設のほとんどは、新耐震基準で建設されていますが、一部の施設は建設後20年以上経過しているものもあり、点検・調査を実施の上改修を検討していきます。

公衆トイレについても、観光客受入れの際の重要な施設となっており、第二次西和賀町観光振興計画等を踏まえ、定期的な維持管理を行います。

また、産業分野では、町内に2箇所ある湯田地区堆肥センター及び沢内地区堆肥センターが、家畜排泄物の適正な処理と有機農業の確立に大きな役割を果たしていますが、

経年劣化による改修費の増加が課題となっています。

堆肥センター、猿橋農村公園については、現状の施設を適切に修繕、維持管理しながら今後のあり方について検討を進めます。

エ 学校教育系施設

小中学校の校舎等は耐震補強工事を行った施設もありますが、建設から 50 年近く経過する建物もあり、老朽化が著しいことから計画的な改修が必要となっています。

学校施設は、災害時の避難施設としての利用も考慮する必要があるため、引き続き補修・改修等を含めた整備、適切な維持管理を図ります。

耐震度が不足するなど、利用不可能な空き校舎等の施設については、計画的に解体工事を実施するとともに、プール等の構造物についても利用不可能なものは安全面・事故防止の観点からも順次撤去することとします。

オ 医療・保健・福祉施設

健康づくり機能・子育て支援機能・包括的相談機能を兼ね備え、かつ住民が気軽に利用できる新たな施設、(仮称) 西和賀町保健センターを建設します。

医療・保健・福祉施設(子育て支援施設を除く)のほとんどは、新耐震基準での建設となっていますが、高齢者コミュニティセンターについては、旧耐震基準の建物のため、解体を含めた検討を行います。

カ 行政系施設

役場庁舎については、湯田庁舎並びに沢内庁舎とも建築基準法の新耐震基準以前の建物であることから令和元年度から令和 4 年度にかけ耐震補強工事を行い施設の長寿命化を図り、町民が安心して利用できる施設として維持管理を行っています。併せて、沢内庁舎の沢内開発総合センター部分については、施設の耐久度の問題から安全性が確保できず解体を行いました。

また、西和賀消防署についても、建築後 40 年以上が経過し老朽化が進んでいることを踏まえ、町全域の緊急防災拠点としての役割を果たす重要な施設であることから、令和 2 年度に移転整備を行いました。

役場庁舎の耐震補強並びに西和賀消防署の移転整備が図られたことから、本町の想定地震である「陸羽地震」などの大規模災害が発生した場合における、町災害対策本部の設置をはじめとした速やかな災害応急対応にあたるため、国・県や防災関係機関等との連絡・連携体制を確立する必要があります。

キ 公営住宅

令和 4 年 3 月に「西和賀町公営住宅等長寿命化計画」を策定しています。

令和 7 年度末において、公営住宅 56 棟 92 戸のうち耐用年数の 30 年を経過した住宅が 52 戸、計画期間である令和 13 年度までに耐用年数を経過する住宅が 22 戸と、合計 74 戸(全体の 80.4%) が計画期間までに耐用年数を経過した住宅となります。今後これらの住宅の適正な管理運営を図る必要があります。

引き続き、予防保全的な維持管理の推進、公営住宅の長寿命化を図るとともに、公営

住宅の確実な点検の実施と点検結果にもとづく維持管理により更新コストの削減を図つていきます。

ク 供給処理施設、その他

沢内清掃センターは、日常生活を営む上で重要な施設となっており、適切で継続的な維持管理が求められます。粗大ごみの粉碎等体積の減少措置等により長寿命化を図ります。

【インフラ系施設】

ア 道路・道路法面・橋りょう・トンネル

道路・橋りょう・トンネルについては、維持更新投資が重要であることから、毎年、維持更新投資のための予算確保を図り、個別施設計画を踏まえながら、更新事業を推進していきます。

(ア) 道路

道路は、舗装、側溝、道路照明など様々な施設で構成されており、各施設の点検については、「舗装点検要領」(国土交通省 2016.10)、「附属物(標識、照明施設等)点検要領」(国土交通省 2024.6) 等国が定める基準を参考に実施を検討します。また、個別施設計画の策定を速やかに行うよう努め、施設ごとのメンテナンスサイクルに応じた対策を講じ、健全性を確保していきます。

(イ) 橋りょう

橋りょうについては、既に策定済の「西和賀町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、管理水準を満足しないものについて修繕費の低コスト化と長寿命化を図るため、個々の修繕計画を立案します。基本的な方針として、これまでの事後保全的な管理から劣化の進行を予測して適切な修繕を行う計画的な予防型の管理へ転換し、橋りょうの長寿命化を図るとともに費用の縮減を図ります。

(ウ) トンネル

トンネルについては、既に策定済の「西和賀町トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、安全性の確保と予算の平準化、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

イ 上水道

令和7年度策定の「西和賀町上水道基本計画」に基づき施設の統廃合や改良を行うとともに、計画的な耐震管への更新と漏水調査を進め、施設等の長寿命化を図り、維持管理費用の低減に努めています。

ウ 下水道施設・農業集落排水施設

下水道施設及び農業集落排水施設については、大半の機械・電気設備が耐用年数を超過していることから「西和賀町下水道ストックマネジメント計画」及び「西和賀町農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、施設設備の計画的な更新と長寿命化、維持管理費用の低減に努めています。

② 本計画との整合性について

本計画においても、西和賀町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、建築物系施設及びインフラ系施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と課題

【移住・定住】

「第1期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、新規雇用者数やU・Iターン者数、空き家バンクの活用など一定の成果が見られた一方、移住相談件数の伸び悩みや住宅施策を支える担い手不足といった課題が明らかとなりました。これらを踏まえ、

「第2期総合戦略」では、町外からの人の流れを創出し、定住につなげることを基本方針として、移住前から移住後まで切れ目のない支援に取り組んでいます。移住コーディネーターによる相談対応や移住体験住宅の活用、移住支援金や住宅取得補助金、移住定住促進住宅の整備などを進めていますが、住宅の絶対数不足や空き家バンクの管理体制、豪雪地帯特有の生活不安、移住後の就労確保や地域定着支援の充実が引き続き課題となっています。

【地域間交流の促進】

地域の魅力化に合わせた関係人口を拡大することにより、町出身者や町に関わりのある人からも地域行事や作業など地域づくり活動に関わってもらうことが必要となっています。

自然環境や雪国文化を目的とした来訪者が一定数いるものの、体験やイベントが単発にとどまり、継続的な関与やファン化につながりにくい状況にあります。

町内の体験メニューや受入体制、情報発信が分散し、関係人口の育成につながる仕組みの整備、都市部の西和賀ファンや企業・大学等との連携、ネットワークの形成を進める必要があります。また、農業・森林・雪などの豊富な地域資源を体験観光やエコツーリズムとして体系化できておらず、受け皿となる拠点の不足も課題となっています。

来訪者への各種情報提供の充実や各種施設・旅館等のネットワークの強化に向けて、町観光協会が運営する観光案内所の機能充実を図るとともに、各地域観光協会の育成指導を図り、町全体としての一体的な観光振興に取り組んでいます。

【人材育成】

人口の減少や高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、集落機能の低下が懸念されることから集落機能を維持するために地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要があります。

同様に、農林業、商工業などにおいても担い手不足、後継者不足が顕著な状況にあり、産業全体の停滞が懸念されていることから、人材の確保、育成が急務となっています。

(2) その対策

【移住・定住】

① 残りたい・帰りたいと思える環境整備（ソフト面・ハード面）と、安定した雇用の確保を進めるとともに、地域の個性を生かした魅力化事業によりエリアの価値を高め、定住

人口や関係人口の拡大につなげていきます。

- ②若い世代の人たちの働く場の確保による経済的な安定と、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援体制を整えます。
- ③首都圏一極集中から地方での暮らしや働き方が見直されており、住環境に加えて多様な働き方ができる環境の整備を進めるなど、移住候補地としての魅力向上と交流の促進を図ります。

【地域間交流の促進】

- ①地域の行事や作業に加えて、地域産品の購入や事業所における複業など、多様な地域との関わる機会を提供することで、関係人口の拡大を目指します。また、国で計画されているふるさと住民登録制度の活用を検討します。
- ②新たな複合拠点施設を核に、加工体験や雪国文化に触れる「ユキノチカラ」関連事業を開設し、体験・交流・学びを一体化した人の流れを創出します。
- ③都市部においては、西和賀ファンや企業・大学等とのネットワークを形成し、交流イベントやPOP UP出展を通じて関係人口を拡大します。
- ④農作業体験や雪室、森林資源を活かしたエコツーリズムを整備し、仕事や体験を通じて町との継続的な関わりを育みます。
- ⑤上記の取組を通じ、交流人口の増加から関係人口の深まり、移住・定住への循環を目指します。
- ⑥町からの情報発信の一元化など、情報の分かりやすさと効率化を図るとともに、情報発信機能の強化により、入り込み客の増加や町特産品の通信販売の売り上げ拡大などを進めています。

【人材育成】

- ①西和賀高校において山村留学の受け入れを通じて県外から広く学生を募集し、同校の魅力化を図り町の未来を担う人材を育成します。
- ②学校における職場体験学習や地域学習に加え、関係機関による森林学習や福祉体験などの産業に触れる取組を含め、キャリア教育として推進することで、将来にわたって必要となる人材の育成につなげます。
- ③地域おこし協力隊制度を活用し町が重点的に進める分野に携わる人材、地域の活性化を担う人材を採用します。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
--------------	------	------	----

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	空き家改修補助事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住体験住宅運営、移住定住PR、移住支援事業		
人材育成	【事業内容】	既存の移住体験住宅の適正管理を実施する。また、首都圏を中心とした移住定住のPR活動を実施するとともに、移住希望者に対し住宅の改修費用等を補助する。	町	
	【事業の必要性】	人口減少を食い止めるための直接的な対策として、移住・定住人口の拡大に向けた具体的な施策が必要となっている。		
	【見込まれる事業効果】	社会増減ゼロという目標指標に向けて総合的な取り組みを行うことにより、移住・定住人口の拡大が図られる。	町	
	地域おこし協力隊招聘事業	【事業内容】		
	【事業の必要性】	地域おこし協力隊制度を活用し町が重点的に進める分野に携わる人材、地域の活性化を担う人材を採用する。	町	
	【見込まれる事業効果】	人口減少と高齢化が進む中、町の事業や自治組織との連携などに活躍できる人材として、協力隊制度を活用した外部人材による地域の活性化が求められている。		
	外部人材による地域の活性化、及び地域おこし協力隊卒業後の定着による定住人口の増が図られる。			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

西和賀町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と課題

【農業】

本町の農家戸数は、令和2年農林業センサスによると380戸であり、平成27年に比較して50.7%の大幅な減少となりました。内訳は、主業60戸、準主業58戸、副業262戸です。また、自給的農家は181戸で、農業産出額、農業所得とも減少傾向が続く中、後継者の定着や新規就農者も非常に少ない状況にあります。自給的農家が横ばいとなっていますが、これは高齢により農業以外の仕事に就かなくなつた世帯が増えていることが大きな要因です。農業従事者の高齢化等により耕作されない農地も増加しており、農業全体の活力の低下は否めない状況にあることから、認定農業者など中核農家への支援体制の充実や、農業従事者の高齢化に対応した生産支援組織の強化、集落営農の組織化・法人化に向けた支援体制の整備と拡充が求められています。

農業振興センターの活動強化等によりリンドウを中心とした花卉栽培の振興や遊休農地の有効活用など農業政策の重点化が求められているほか、基盤整備や持続可能な農業経営など、地域にあった営農形態への移行についての検討が必要とされています。

本町では、地域特性を生かした産業振興として、山菜の栽培普及を図ってきました。特にわらびについては、転作田などを活用して高齢者でも容易に栽培でき、経費もあまりかからないことから奨励をしてきました。栽培面積、収穫量も順調に増加しており、需要も着実に増えています。「西わらび」としての商標登録を行い、ブランド化を図っていますが、今後更なる知名度向上につなげるため、栽培技術の普及や加工による特産品開発を推進しています。また、土地利用型作物である、大豆、そばの生産拡大等に取り組んできました。作付面積、生産額ともに横ばいですが、生産効率向上のための機械、施設整備が課題となっています。

畜産については、乳用牛、肉用牛とも飼養農家数、飼養頭数いずれも減少を続けており、堆肥センターを活用した環境保全型農業施策を図りながら、担い手の確保や経営の安定化を図ることが課題となっています。

また、長期にわたる国際的な穀物価格の高騰等による配合飼料価格の高止まりが経営を圧迫しており、自給飼料の生産性向上・増産を目的とした、飼料用米やWCS用稻の作付けの振興を進める必要があります。

【林業】

本町の林野面積は、令和2年農林業センサスによると48,018haで、そのうち国有林が71.0%、民有林が29.0%となっています。植林や除間伐等の林業生産活動は農業との複合経営によって支えられており、民有林の所有規模が小さく、分収林を取り入れた林業経営となっています。最近では、木材の価格の低迷により林業に対する経営意欲の減退が進み、森林整備が停滞傾向にあります。

林業も農業同様に厳しい状況下にあり、林業従事者が減少していることから、森林の保育・活用等は森林組合の外、町外の林業経営体が行っている状況にあります。

町では、林業の活性化のため木材需要の拡大や木質バイオマスの利活用促進、森林資源の有効活用と整備・保全に向けて体制整備を図っています。特に「木質バイオマスエネルギー」については、町立西和賀さわうち病院への大型チップボイラーセットを行いましたが、今後も公共施設や一般家庭における利用の普及、推進を図っていく必要があります。

また、民有林に隣接する部分林の資源活用を図るため、民有林と一体となった路網整備に取り組み、資源の積極的な利用に努める必要があります。

【商工業】

本町の小売業、旅館業をはじめとする商工業者を取り巻く環境は厳しく、特に近隣都市部大型店への購買力の流出などにより、商店の競争力は弱まっています。町の商店数は、平成28年には64店であったものが、令和3年には54店と15.6%も減少しました。このため、商工業者の経営基盤強化や経営改善、後継者育成を含めた事業承継などの支援が必要とされています。

また、製造業については、高度経済成長期には比較的大きい事業所が進出し、多くの就業者が雇用されていましたが、景気低迷により企業撤退や事業所閉鎖が相次ぎました。その後も減少が続いており、平成28年に12事業所であったものが、令和3年には7事業所と41.7%減少しています。

町全体の商工業の振興に向けて、誘客力のあるイベントの開催や情報発信などにより町の魅力を地域外に伝えるとともに、食料品や日用品などは極力町内商店を利用する運動などの推進により地域内循環を拡大することが必要です。また、各商店等に対する個別のきめ細かな経営指導は今後ますます重要となることから、その役割を担う商工会への支援が必要とされています。

道の駅錦秋湖は、一般国道107号の災害による長期休業等を契機に移転検討が進められてきましたが、単なる代替施設の整備にとどまらず、町全体の課題解決に資する拠点化が求められています。具体的には、町民の日常的な買い物環境の確保といった生活インフラとしての機能、町内外の交流を促進する観光・情報発信のゲートウェイ機能、そして災害時における地域の防災拠点機能を併せ持つ、持続可能なまちづくりの核となる施設の整備が急務となっています。

【観光】

町全体の観光客は、平成24年に527千人であったものが、令和6年には340千人と平成24年から減少が続けています。大きな要因としては、令和2年から令和4年にかけて新型コロナ感染症が蔓延し人の動きが制限されるなどの影響があげられますが、収束に伴い近年は徐々に回復傾向にあります。このため、豊富な温泉、食材、自然環境など地域資源を活かした観光振興、旅館等のWi-Fi施設の整備やキャッシュレス化などハード面、ソフト

面からのおもてなし力の強化、イベント等の開催などにより交流人口を増やす対策、インバウンド等新たな顧客獲得のため、市場と消費者ニーズの把握に基づく最適なターゲット層への訴求が課題です。

旅行者のニーズや旅行スタイルが多様化する中、本町では、自然・地域資源を活かした山岳観光、ダム湖や巨大インフラ設備を活用したライトアップ誘客や、雪を活かした雪あかり、雪合戦大会の開催等による誘客を進めてきました。今後も、この地域ならではの観光資源や地域資源を活かした観光振興に努めるとともに、貴重な自然環境の保全にも配慮した取組が必要となっています。また、町を訪れる方々への利便性向上のためのＩＣＴ等を活用した情報提供などが課題となっています。

観光の拠点となる温泉会館（ほっとゆだ・砂ゆっこ）などの温泉施設については老朽化が進んでおり、「西和賀町公共施設等総合管理計画」及び「西和賀町公共温泉施設のあり方基本方針」に基づき、施設の公売、解体を含め管理方式の見直しを行いました。

春の山野草など、豊かな自然を目当てに全国各地から観光客が来町しますが、現状では観光ルートなど十分な観光客の受入体制が整っている状況にはありません。また、和賀岳、南本内岳、真昼岳、女神山など、登山客を惹きつける山もたくさんありますが、冬の積雪により登山道入口までのアクセス道路が毎年のように崩壊することから、登山ルート等の整備が課題となっています。

また、世界遺産である平泉をはじめとした近隣市町村の観光資源も多くあり、県や他市町村と連動・連携した誘客対策が求められています。

【地域ブランドの推進】

個性的な食文化や山菜・きのこの天然資源など、豊かな食材資源にも恵まれた本町ですが、いずれも少量であり、流通させるには限界があります。

豪雪地帯という特性を生かした地域ブランド「ユキノチカラ」を立ち上げ、地域資源を活かした商品開発と販路拡大に取り組み、雪国ならではの特産品（西わらび、乳製品など）の付加価値化及び地域の魅力発信を進めてきました。地域ブランドをふるさと納税事業の戦略的な柱に位置付け、商品開発や販路開拓、情報発信が一層推進されているほか、西和賀高校との連携など地方創生に資する取組も進められています。

これまでの成果を確かなものとし、地域ブランドの定着と更なるイメージ向上を図る必要があり、また、地域資源の高付加価値化と持続的な産業振興を推進するため、全庁横断的な視点でブランド政策を継続的に支える体制の構築が重要となっています。

【起業者・新規就業者の支援】

厳しい雇用情勢の中で、若年就職希望者の早期就業と町内定住を図るため、定住費用や人件費を助成するなどの支援策を行っていますが、その効果等について検証をし、必要な見直しをするとともに、町外居住者に対する情報発信力の強化と、適切な情報を提供できる体制の整備が求められています。

人口減少に対応するため、U・Iターン者の受け入れに取り組んでいますが、大きな成果をあげるに至っておらず、雇用の場の確保や起業のための支援策の創出、居住環境の整備などが必要です。農業や林業などへの就業支援による地域産業の担い手育成も課題となっています。

(2) その対策

【農業】

- ① 新規就農者の受け入れや育成、集落営農組織のリーダーとなるべき人材の育成のため、研修体制を拡充させるとともに、運営母体でもある農業振興センターの運営強化を図ります。
- ② ほ場整備や農業用排水路、農道等の長寿命化対策など、農業生産基盤の整備を進め、農地の労働生産性の向上を図るとともに、高齢化や担い手不足に対応するため、集落営農や協業化など農業経営方法について検討します。
- ③ 町の気候特性を生かしたリンドウ等の花き栽培については、若手栽培農家や集落営農組織の育成等により栽培面積の拡大を図るとともに、生産性や市場性の高いオリジナル品種の開発力を一層高めることにより生産意欲の向上を図ります。
- ④ 西わらびや大豆、そばの産地化を図るため、栽培技術の向上による面積の拡大や集荷システムの確立を進めるとともに、品質向上や安定収量確保のためのマニュアル等を整備するなど、栽培技術の向上に努めます。
- ⑤ 畜産については、草地更新事業等により飼料自給率の向上を図り、生産コストの低減を進めるとともに、家畜導入への助成や新たな酪農事業との連携に取り組み、担い手の確保と経営の安定化を支援します。

【林業】

- ① 民有林の計画的な森林整備及び保護並びに合理的な森林経営のため、森林所有者や森林組合等の関係者との連携を図りながら、森林経営計画を基に、町内の森林整備及び路網整備を進めます。
- ② 平成24年度に策定した「西和賀町公共建築物等木材利用促進基本方針」に代わる新たな方針を策定し、公共施設の新築や改築に際しての木造化を進め、町産材の利活用促進を図るとともに、木質バイオマスの利用促進に努めます。

【商工業】

- ① 新たな雇用の場として、町の特性を生かすことのできる企業誘致に向けた積極的な取組を行うとともに、町外企業と町内事業所との商談交渉など新たな取引先の獲得を進めます。
- ② 新たな事業や新技術開発等、雇用創出につながる支援策を充実させ、意欲ある事業者育成を図るとともに、農商工連携や異業種連携を支援します。また、商工業者等への各種

融資制度や貸付制度の整備により経営基盤の強化を図ります。

- ③ 地域内での消費や地場産品の購買運動などを通じて、地域内商店の活性化を図ります。
- ④ 町全体の商工業振興のため、事業者支援や総合的な活動を行う商工会と連携し、経営発達支援を図るため共同で計画を策定すると共に育成支援を行います。
- ⑤ 地域住民の暮らしを支える「生活拠点」、地域経済循環を生み出す「観光・交流拠点」、そして町の強靭化を図る「防災拠点」の3つの機能を融合した複合拠点施設の整備を推進します。本施設を核として、町内各地域への回遊性を高めるとともに、にぎわいの創出と安全・安心な暮らしが共存する、持続可能な地域社会の形成を目指します。

【観光】

① 観光情報の収集・分析・発信推進

市場と消費者ニーズを把握し、最適なターゲット層を分析したうえ、効果的な情報発信を推進します。

② 観光振興に係るハード等整備推進

観光振興に必要なICT化、利便性向上を目指した施設設備などの改善や景観を生かした観光地づくり、観光推進を牽引する組織の設置を図ります。

③ 観光振興に係る人材課題対策

事業承継、引継ぎなど後継者対策、知識とスキルを持つ人材確保とそれら人材による観光推進組織への事業移譲を推進します。

④ 観光コンテンツと物産の多様化対策

新規コンテンツ事業創出や物産品の開発などの支援を行います。

⑤ 広域観光の推進

近隣市町村と連携し、観光資源を活かした広域的な観光ルートの設定及び情報発信等を行い、圏域全体で観光客の誘客を図ります。

【地域ブランドの推進】

- ① 地域ブランド化を推進するため、販売先の掘り起こしや各種商談会への参加など、積極的な情報発信と販路拡大に取り組みます。また、商品価値を高めるために、パッケージの工夫や販売戦略の検討など、ブランド力を高める取組を推進します。
- ② 地域資源を活用した取組は一定の成果を上げていることから、更なる地域資源を活用した「稼ぐ力」の発揮を目指したアンテナショップの設置を検討します。
- ③ 「雪を力に変える」コンセプトのもと、「ユキノチカラ」を町全体のブランドと位置づけ、庁内連携を強化しながら統一されたブランドメッセージで「雪国・西和賀」の魅力を発信し、ふるさと納税と連携した地域資源の価値向上と産業振興に向けた取組を検討します。

【起業者・新規就業者の支援】

- ① 町内での雇用創出や事業者の業務拡大を図るため、相談窓口の設置や各種支援制度の充実により法人化や起業をしやすい環境づくりに取り組みます。
- ② 移住相談、定住支援のための移住コーディネーターの配置と固定的な相談窓口を設置し、町出身者等へのU・I・Jターン情報の提供や、移住した人たちとの個別相談などに対応できる体制を整えます。
- ③ 町が積極的に事業展開を進めている6次産業化による地場産業の振興を図るため、異業種交流の推進や若手後継者等が行う研究・研修活動を支援し、地場産業を担う人材の育成を図ります。

■専、兼業別農家数及び農家人口の推移（農林業センサス）

(単位: 人、戸)

区分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農家人口	6,668	6,249	5,776	5,469	5,060	4,673	4,019	2,897	2,060	—
農家戸数	1,361	1,324	1,280	1,215	1,174	1,102	1,034	942	749	557
専業	73	80	73	87	108	106	183	196	169	—
第一種兼業	527	466	396	290	260	175	156	105	54	—
第二種兼業	761	778	811	838	806	701	570	467	350	—
自給的農家	—	—	—	—	—	120	125	174	176	181
販売農家	—	—	—	—	—	982	909	768	573	376

■生産農業所得の状況（生産農業所得統計）（単位: 千万円 / %）

区分	昭和63年		平成5年		平成10年		平成18年		平成30年		令和5年	
	金額	金額	増減(%)	金額	増減(%)	金額	増減(%)	金額	増減(%)	金額	増減(%)	金額
農業産出額	271	206	△ 24.0	276	34.0	209	△ 24.3	174	△ 16.7	158	△ 9.2	—
耕種	193	141	△ 26.9	222	57.4	167	△ 24.8	140	△ 16.2	127	△ 9.3	—
米	136	19	△ 86.0	127	568.4	83	△ 34.6	78	△ 6.0	70	△ 10.3	—
野菜	28	18	△ 35.7	14	△ 22.2	11	△ 21.4	20	81.8	22	10.0	—
花卉	25	101	304.0	78	△ 22.8	71	△ 9.0	36	△ 49.3	32	△ 11.1	—
その他	4	3	△ 25.0	3	0.0	2	△ 33.3	6	200.0	3	△ 50.0	—
畜産	78	65	△ 16.7	54	△ 16.9	42	△ 22.2	34	△ 19.0	31	△ 8.8	—
肉用牛	49	30	△ 38.8	20	△ 33.3	17	△ 15.0	15	△ 11.8	15	0.0	—
乳用牛	29	35	20.7	34	△ 2.9	25	△ 26.5	19	△ 24.0	16	△ 15.8	—
生産農業所得(千万円)	(1,261)			(1,086)		(828)		—	—	—	—	—
	129	121	△ 6.2	120	△ 0.8	81	△ 32.5	—	—	—	—	—
1戸当たり生産農業所得(千円)	(1,132)			(1,108)		—	—	—	—	—	—	—
1,008	996	△ 1.2		1,022	2.6	782	△ 23.5	—	—	—	—	—
10a当たり生産農業所得(千円)	(72)			(66)		—	—	—	—	—	—	—
	57	52	△ 9.4	51	△ 0.8	37	△ 27.5	—	—	—	—	—
農家戸数(戸)	1,280	1,215	△ 5.1	1,174	△ 3.4	1,034	△ 11.9	—	—	—	—	—
耕地面積(ha)	2,257	2,336	3.5	2,335	△ 0.0	2,026	△ 13.2	—	—	—	—	—

※ () は、県平均

■令和2年 林野面積および森林計画面積(2020農林業センサス)

区分	林野面積(ha)		森林計画面積(ha)	林野率(%)	林業経営体(経営体)
	現況	森林以外の草生地			
総数	48,018	213	48,018		
国有	34,075	138	34,075	81.7	19
民有	13,943	75	13,943		

■卸小売業の推移

(商業統計調査(平成26年まで)、経済センサス(平成28年度から))

(単位:人 / 万円)

区分	店舗数 (所)	従業員数	年間販売額	西和賀町		岩手県	
				一店当販売額	一人当販売額	一店当販売額	一人当販売額
51年	265	640	393,146	1,484	614	6,257	1,718
57年	261	574	607,981	2,329	1,059	11,114	2,644
63年	180	477	592,324	3,291	1,242	13,168	2,916
3年	178	489	590,058	3,315	1,207	13,630	2,913
6年	156	497	848,486	5,439	1,707	18,017	3,487
9年	134	430	940,381	7,018	2,187	19,288	3,607
11年	122	382	866,460	7,102	2,268	18,349	3,246
14年	120	430	800,150	6,668	1,861	17,387	3,361
16年	108	404	775,030	7,176	1,918	17,352	2,924
19年	96	411	747,887	7,790	1,820	17,803	3,265
26年	67	301	620,600	9,263	2,062	22,330	3,300
28年	64	275	587,900	9,186	2,138	21,636	3,135
3年	57	245	485,500	8,518	1,982	23,512	3,148

■事業所数・製造品出荷額の推移(従業者4人以上、工業統計調査)

各年12月31日現在 単位:万円

年	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等
平成12年	28	486	433,829
平成13年	26	420	393,975
平成14年	23	354	340,203
平成15年	23	338	335,270
平成16年	20	355	338,101
平成17年	18	340	323,566
平成18年	17	344	334,975
平成19年	18	353	326,241
平成20年	17	338	329,577
平成21年	17	311	361,184
平成22年	15	292	349,393
平成23年	19	324	380,617
平成24年	16	298	387,456
平成25年	14	252	367,114
平成26年	14	247	377,444
平成27年	13	236	377,211
平成28年	12	235	395,203
平成29年	11	238	414,126
平成30年	10	221	417,919
令和元年	10	205	394,357

■第二次産業の就業人口と純生産額の状況
(国勢調査・岩手県市町村民経済計算)

(単位:人 / 千円)

区分	昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	就業者	純生産額	就業者	純生産額	就業者	純生産額
鉱業	199	138,904	73	89,872	53	147,974
建設業	596	1,468,283	927	2,299,354	502	1,996,555
製造業	684	631,523	816	1,480,696	899	1,732,424
計	1,479	2,238,710	1,816	3,869,922	1,454	3,876,953

区分	平成2年		平成7年		平成12年	
	就業者	純生産額	就業者	純生産額	就業者	純生産額
鉱業	36	160,330	42	180,631	35	78,463
建設業	568	2,665,055	879	9,245,366	613	1,868,320
製造業	965	2,361,468	805	2,387,735	609	7,588,073
計	1,569	5,186,853	1,726	11,813,732	1,257	9,534,856

区分	平成17年		平成22年		平成27年	
	就業者	純生産額	就業者	純生産額	就業者	純生産額
鉱業	12	4,678	8	28,000	1	—
建設業	438	945,929	329	2,079,000	327	3,736,000
製造業	476	1,937,287	389	1,271,000	362	1,500,000
計	926	2,887,894	726	3,378,000	690	5,236,000

区分	令和2年	
	就業者	純生産額
鉱業	0	—
建設業	315	3,397,000
製造業	270	753,000
計	585	4,150,000

■西和賀町への観光客の動向 (観光商工課)

(単位:人/%)

区分	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年
入込者数	695,868	724,609	623,540	554,263	517,260	447,707
伸び率	△ 5.9	4.1	△ 11.0	△ 11.1	△ 6.6	△ 13.4
うち宿泊者	112,259	103,136	91,086	79,980	58,162	52,412
伸び率	△ 29.0	△ 8.1	△ 11.7	△ 12.2	△ 27.3	△ 9.9

区分	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年
入込者数	527,084	508,152	477,215	431,787	307,413	306,669
伸び率	17.7	△ 3.6	△ 6.1	△ 9.5	△ 28.8	△ 0.2
うち宿泊者	55,517	47,934	48,895	32,577	21,448	34,949
伸び率	5.9	△ 13.7	2.0	△ 33.4	△ 34.2	62.9

区分	令和6年
入込者数	340,202
伸び率	10.9
うち宿泊者	32,009
伸び率	△ 8.4

■第三次産業の就業人口と純生産額の状況（国勢調査・岩手県市町村民経済計算）

(単位:人/千円)

区分	昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	就業者	純生産額	就業者	純生産額	就業者	純生産額
電気ガス水道	13	15,497	11	65,010	7	28,557
運輸・通信業	199	380,920	211	124,164	202	172,848
卸・小売業	546	572,561	601	987,970	546	1,248,720
金融・保険業	20	1,225,195	29	1,122,454	31	1,507,872
不動産	5		4		150	
サービス業	759	1,251,767	891	2,618,867	916	3,080,828
公務	218	506,791	227	756,621	205	998,826
計	1,760	3,952,731	1,974	5,675,086	2,057	7,037,651
区分	平成2年		平成7年		平成12年	
	就業者	純生産額	就業者	純生産額	就業者	純生産額
電気ガス水道	9	108,103	12	99,089	18	255,401
運輸・通信業	171	790,390	161	750,777	143	816,638
卸・小売業	520	1,258,096	528	1,034,108	474	1,246,523
金融・保険業	33	1,918,572	30	656,339	28	340,928
不動産	7		3	1,982,798	2	2,523,510
サービス業	980	3,786,953	999	4,874,512	1,028	6,688,313
公務	191	1,128,010	210	1,734,777	219	2,328,646
計	1,909	8,990,124	1,941	11,132,400	1,906	14,199,959
区分	平成17年		平成22年		平成27年	
	就業者	純生産額	就業者	総生産額	就業者	総生産額
電気ガス水道	13	240,164	10	560,000	1	426,000
運輸・通信業	97	935,466	89	404,000	78	397,000
卸・小売業	356	1,133,941	337	1,301,000	252	1,356,000
金融・保険業	33	395,611	25	267,000	22	134,000
不動産	3	2,549,739	0	3,525,000	0	3,611,000
サービス業	1,160	3,721,817	1,081	1,752,000	1,105	2,442,000
公務	197	1,860,507	159	2,017,000	176	1,810,000
計	1,859	10,837,245	1,701	9,826,000	1,634	10,176,000
区分	令和2年					
	就業者	総生産額				
電気ガス水道	9	494,000				
運輸・通信業	68	743,000				
卸・小売業	199	1,524,000				
金融・保険業	69	111,000				
不動産	1	3,810,000				
サービス業	1,054	4,739,000				
公務	135	1,540,000				
計	1,535	12,961,000				

※昭和50年から平成17年までは純生産額、平成22年以降は総生産額

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興 (1) 基盤整備 農業	農村地域防災減災事業 間木野地区 用水路工 L=59m 事業期間 (R6～R8) 水利施設等保全高度化事業 下前地区 用水路工 L=1,721m 事業期間 (R1～R8)	県	
		県	

	<p>【事業の必要性】</p> <p>西和賀農業の基幹作物となっている「りんどう」について、西和賀独自品種開発の継続性を確保することにより、産地力の強化と生産振興を推進する。</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>西和賀独自品種開発により、生産性及び市場性が高まるほか、農家の所得向上が図られる。</p> <p>農業研修事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>営農に必要な基本的な知識と技術の習得を目指し、研修会を開催する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>人材育成及び担い手確保並びに生産性向上を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>農業の担い手の確保につながり、農業・農村の振興が図られる。</p> <p>商工業・地域ブランド</p> <p>地域ブランド推進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>町内事業者、住民、関係団体等と連携し、「ユキノチカラ」を核とした地域ブランドの磨き上げと発信を継続的に推進するとともに、商品・サービスの高付加価値化や販路拡大を支援する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>人口減少や産業の担い手不足が進行する中、地域資源の魅力を可視化し、外部からの評価と需要を獲得することが地域経済の持続的発展に不可欠である。ユキノチカラを基軸としたブランド戦略を深化させ、町全体で共有する仕組みづくりが求められている。</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>地域產品の認知度向上と販売促進、事業者</p>	県・町	町
--	---	-----	---

	<p>の意欲向上、関係人口・交流人口の拡大が期待されるとともに、地域全体の価値向上につながる。</p> <p>若年者ふるさと就職支援事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>若年就職者へ定住に係る費用の一部を助成し、併せて当該若年者を雇用した事業主へ給与の一部を助成する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>若年就職希望者の早期就職と町内への定住促進を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>若年者の町内定住と就労定着が図られる。</p>	町	
観光	<p>観光 P R 事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>町の観光情報の発信を担う町観光協会への支援を行う。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>町の観光情報をターゲットに応じたツール（S N S、H P等）を活用して発信することにより、交流人口の拡大を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>観光入込み客数の増加が図られる。</p>	町	
(11) その他	<p>堆肥センター管理運営事業</p> <p>畜産等廃棄物処理事業</p> <p>登山道・白糸の滝めぐりコース管理事業</p> <p>管理員設置</p>	町	町 町 町

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
西和賀町全域	製造業、情報サービス業等、 旅館業、農林水産物等販売業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2) その対策及び(3) 事業計画のとおり実施します。また、産業振興において、周辺市町村との連携に努めます。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

西和賀町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と課題

行政情報や防災情報を伝達するための全町的な情報通信システムとして、平成23年度にブロードバンド整備事業を実施し町内全域に光ファイバー網が整備され、IP告知端末と防災情報システムを導入しています。集中豪雨等の災害に対応するため、適切な防災情報運用方法の検討が必要です。

(2) その対策

光ファイバーによる高速情報通信網を活用し、行政組織内部だけでなく他の公共施設へのネットワーク化を進め、より効率的な行政情報の処理に努めるとともに、行政事務の効率化と住民の利便性向上を図ります。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化 (1) 電気通信施設等情報化のための施設 告知放送施設	告知放送設備機器更新事業 伝送路系設備機器更新事業 情報通信基盤施設維持管理	町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

西和賀町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と課題

【交通施設の整備】

国道や主要地方道の整備は、地域住民の利便性に大きく寄与するとともに、地域産業経済を支える動脈として、近隣市町村への通勤や企業誘致、観光客の増加に向けた役割が期待されることから、喫緊の課題となっています。本町と奥州市、北上市、金ヶ崎町で構成する日高見の国定住自立圏の形成による自治体連携の強化のためには、一般国道 107 号の改良整備が重要であり、主要地方道盛岡横手線は、中核市である県都・盛岡市につながる重要な路線として整備が求められています。

本町の交通の動脈となっている一般国道 107 号は、岩手県と秋田県を結ぶ重要な路線でもあり、令和 3 年 5 月に発生した地すべり災害の復旧事業の完成により一部トンネル化となったものの、依然として土砂崩落等が心配される箇所や幅員の狭い箇所が多数あることから、今後も抜本的な整備が必要です。

本町を縦断する主要地方道盛岡横手線は、逐次改良が図られていますが、急カーブや幅員の狭い箇所が残っており、特に冬期間の交通確保のうえからも早期の整備が必要です。

主要地方道花巻大曲線にあっては、花巻～沢内間は令和 6 年度に全区間開通しており、未開通の下前～大曲間についても、開通すれば経済交流が可能となることから、早期の工事再開と全線開通が求められています。

町道全体では、令和 5 年度末の改良率は 62.8%、舗装率が 59.4% と改良整備が進められてきていますが、交通安全対策と人的物的交流を円滑に確保できるよう、歩道を含めた二次改良や老朽化に伴う橋りょうの改良整備を図る必要があります。

【交通手段の確保】

本町の主要な公共交通機関は、JR 北上線と町が運行するバス路線ですが、人口の減少や自家用車の普及等により利用者数が減少し、不採算または利用が伸びにくい路線となっています。また、点在する集落は高齢化も進んでおり、町のバスが各集落を週 1 ～ 2 回運行しているほか、予約式で運行する A I オンデマンド交通を導入したことにより運行頻度等の利便性が向上したものの、運行台数等の輸送資源が限られていることから、依然としてバスの利用ができない時間帯などがあり、通院や生活用品等の購入に不便があります。

通学や通院など住民生活にとって重要な交通機関である鉄道や路線バスの存続・維持をはじめ、運行経費の削減やスクールバスなどとの連携も含め、地域の実態に即した持続可能な公共交通システムの構築が課題です。

【除雪体制】

本町の国・県道及び幹線町道は、除雪機械の整備と除雪体制の確立によって冬期交通は確保されていますが、産業振興や観光事業、生活関連など、きめ細かい対応の要望が増え

る傾向にあります。除雪を円滑に行うには、除雪機械が安定して稼動できる状況にあることが前提であり、除雪機械の計画的な更新と除雪経費の確保が必要です。

また、安全で効率的な除排雪のために、住宅密集地や危険箇所での融雪、消雪装置の導入や流雪溝などの整備を行っていますが、設備を円滑に稼動させるための定期的な補修や改修が必要です。高齢化の進展に伴い、高齢者のみが居住する住宅などでは日常の除排雪が大変になってきている世帯が増えていることから、日常的な対策を講ずる必要があります。

空き家の増加により、屋根の雪や雪庇が放置された状態の家屋が散見され、倒壊や落雪による被害も心配されることから、対策が必要となっています。

(2) その対策

【交通施設の整備】

- ① 利用者の安全確保や通勤者の交通利便性の向上を図るため、国・県道の整備促進について、近隣自治体と連携しながら関係機関に働きかけます。
- ② 社会資本整備総合交付金事業の積極的な活用により、改良事業や交通安全施設の整備を計画的に進め、安全で快適な道路環境の整備に努めるとともに、道路・橋りょうの維持管理については、緊急度・重要度に即した補修等を適正に行います。特に橋りょうについては、長寿命化修繕計画に基づき計画的に補修を行うなど、道路網全体の長寿命化に向けた取組を進めます。

【交通手段の確保】

- ① 住民生活に必要な移動手段の確保のため、JR路線の利用促進を図りながら、既存の公共交通機関の存続について関係機関への要望や必要な支援を行います。
- ② 公共交通空白地域の移動手段確保のため、バスの運行内容を適切に見直しながら、町が所有するバス車両等の資源を効率的に活用するほか、日本版ライドシェア等の「交通空白」解消ツールの導入などについて、西和賀町地域公共交通活性化協議会などの関係機関等と協議を進め、利便性の高い町内公共交通システムの構築に向けて取り組みます。

【除雪体制】

- ① 冬期間の交通確保のため、県との相互連携や民間委託も含めた効率的な除雪体制の整備を進めるとともに、除雪機械等の計画的な整備・更新を進めます。また、地域状況を熟知した技術力の高いオペレーターの確保と育成を図り、きめ細かな除雪に努めます。
- ② 冬期間の道路交通の安全確保のため、急勾配などの危険箇所への融雪・消雪装置導入や、雪崩、地吹雪などにより交通に支障を及ぼすおそれがある箇所への防雪のための施設の整備を進めるとともに、既存の流雪溝や防雪施設の適正な管理及び計画的な改修を行います。
- ③ 高齢者が居住する住宅の日常的な除排雪作業については、令和5年3月に「西和賀町

「地域安全充雪方針」を策定し、地域づくり組織や社会福祉協議会等関係機関と連携を取りながら雪国での安全・安心な暮らしを維持していくための取組を進めます。また、地域づくり組織が所有する除雪機の維持管理費用補助、町が所有する除雪機等の貸与などにより、地域づくり組織における高齢者世帯等の除雪活動を推進するとともに、高齢者世帯等への雪下ろし費用の一部助成を行い、除雪作業における事故防止及び負担軽減を図ります。

④ 空き家の屋根の積雪など道路管理上危険が生じている箇所については、関係機関と協議を進めながら対応策を検討します。

■道路整備及び冬期交通確保の状況(単位:km)

区分	実延長	改良済	舗装済	除雪状況	
				通年	一時
国道 (小計)	20.3 20.3	20.3 20.3	20.3 20.3	20.3 20.3	
県道					
盛岡横手線	33.0	33.0	33.0	33.0	
花巻大曲線	29.8	11.2	14.8	7.9	
ほっとゆだ停車場線	0.4	0.4	0.4	0.4	
ゆだ錦秋湖停車場線	1.4	1.2	1.4	1.4	
湯川温泉線	5.1	4.3	5.1	5.1	
(小計)	69.7	50.1	54.7	47.8	0.0
町道					
1級路線	74.2	73.4	63.4		
2級路線	41.7	39.5	39.2	137.9	55.3
その他路線	207.5	90.2	89.5		
(小計)	323.4	203.1	192.1	137.9	55.3

※抜粋等資料

- ・岩手の道路現況（令和5年4月1日現在）
- ・令和6年度除雪事業計画書（岩手県県土整備部）
- ・西和賀町道路台帳調書（令和7年4月1日現在）
- ・令和6年度西和賀町道除雪計画書

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保			
(1) 市町村道			
道路	町道舗装改良事業 上野々線・柏木野線・中堰線・谷地中2号線 町道防災対策事業 湯之沢長松線・下前相沢線・小繫沢湯田線・ 大石箇原線・松倉あやめ公園線	町 町	

	町道銀河高原線道路改良事業 道路改良 L=350m W=4.0m (5.0m) 町道中村柳沢線道路改良事業(中村～柳沢) 待避所設置 町道下前小繫沢線道路改良事業 (下左草～桂子沢) 道路改良 L=1,000m W=4.0m (5.0m) 町道舗装補修事業 舗装補修 L=2,500m 町道越中畠線道路局部改良事業 局部改良 L=40m 町道通学路交通安全対策事業 カラー舗装ほか安全対策	町 町 町 町 町 町 町 町 町	
橋りょう	町道橋梁改修事業 補修詳細設計、補修工事 20 橋	町	
その他	町道大木原線防雪柵設置事業 防雪柵設置 L=200m 町道蘭東線防雪柵設置事業 防雪柵設置 L=450m 町道坂本下の沢線融雪装置改修事業 融雪装置改修 L=60m 町道湯本清水ヶ野線吹雪対策施設更新事業 スノーシェルター撤去、防雪柵設置 橋梁・トンネル・道路付属物等長寿命化修繕計 画事業 道路施設点検及び計画策定	町 町 町 町 町 町 町 町	
(6) 自動車等			
自動車	町民バス購入事業 小型車両 2 台	町	
(8) 道路整備機械等	除雪機械整備事業 除雪機械 10 台 除雪車格納庫整備事業 除雪車格納庫新增改築(太田・湯田・新町)	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

西和賀町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と課題

【水道施設】

本町では、町内に2つあった簡易水道を平成29年度に統合し、平成30年4月に上水道事業の認可を新たに取得し、併せて地方公営企業法の全部適用を受ける事業体へ移行しました。町には、上水道のほかに飲料水供給施設・簡易給水施設（共に当該組合の管理）、専用水道（岩手県の管理）が設置されており、令和5年度末の普及率は98.8%と岩手県全体での94.7%を大きく上回っています。

水道事業は、人口減少や節水意識の向上、節水機器の普及に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、水道事業としての人材不足などの課題に直面しており、将来にわたり安全な水の供給を維持していくためにも、より経営基盤の強化を図る必要があります。

【汚水処理対策】

本町における汚水処理施設の整備は、地域の人家密集度に応じて特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3事業により汚水処理計画を策定し、整備を進めています。公共下水道事業と農業集落排水事業はすでに整備を終えて、全域供用開始しているほか、これ以外の処理区域外については、国・県補助を活用し公共浄化槽等設置事業（実施主体は西和賀町）にて、汚水処理を推進しています。

一方、人口3万人未満の市町村においては、従来まで下水道事業の公営企業化は努力義務とされていましたが、平成31年1月に総務省から新しいロードマップが示され令和5年度中に移行作業を完了させ、令和6年度から本運用するようにとの要請があったことから、本町においても、本要請に基づき、移行業務を進め令和6年度から地方公営企業法の全部適用事業体に移行しています。

下水道事業においても使用者数及び使用料収入の減少、機械・電気設備の老朽化などの課題に直面しており、使用料金の改定も含め経営基盤の強化を図る必要があります。

【廃棄物処理対策】

本町を含む4市町で構成されている岩手中部広域行政組合が運営する広域の廃棄物処理施設が平成27年度に完成しましたが、分別収集の徹底等による再資源化、廃棄物排出量の減量化、資源ごみ中継施設等の循環型社会に対応したハード・ソフト両面の整備が課題となっています。

また、地域懇談会などを通じ、ごみの資源化・減量化へ向けた啓発活動を行ってきましたが、町内で排出されるごみの量はほぼ横ばいで、減量化が思うように進んでいない状況です。

不法投棄については、監視カメラや抑止看板の設置、巡回パトロール等を実施してきましたが、依然として河川や山林、道路等へのごみの不法投棄が散見されることから、その

防止対策が重要な課題となっています。

環境・ごみ問題への取組は、個々人と地域全体が連携することで、より効果が期待されることから、学校、団体、地域それぞれにおける環境教育の学習機会を確保することにより、住民意識の高揚を図ることが重要となっています。

【消防、救急体制】

近年、豪雨や地震などの自然災害が頻発しており、本町においても浸水被害や土砂災害への備えが重要となっています。

非常備消防については、団員確保や高齢化、平日日中の出動体制の確保、設備の老朽化や安全対策の強化などの課題を抱えており、活動環境の整備や訓練の充実を通じて、地域防災力の向上を図る必要があります。

町では平成28年9月に地域防災計画を策定し、隨時計画を更新しておりますが、近年頻発している国内の大規模災害の状況も考慮した計画の見直しや災害への備えが必要となっております。また、地域防災の要となる自主防災組織については、リーダーとなる人材の育成を含め、組織の活性化が求められています。

【公営住宅】

町が管理する公営住宅について、一部には耐用年数が経過するなど老朽化が著しい住宅もあり、公営住宅長寿命化計画に基づき改修を進めています。また、若者の定住や新規就業者の受け入れのため、若者定住促進住宅を町内に整備しています。

高齢者や障がいを持った方が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、安全で安心できる快適な住環境の整備が必要であり、バリアフリー化など必要な改修工事等への助成を行っています。

本町の住宅の耐震化率は42.6%と推計されることから、地震などの自然災害に備え、木造住宅の耐震診断や、耐震改修の推進を図る必要があります。

【その他公共施設】

本町には、町村合併により機能が重複する施設が複数あり、かつ老朽化が進んでいる状況にあります。その中でも既に用途廃止、また今後の利用が見込めない施設が放置されており、周辺住家等への崩落等の危険回避、本町の中山間地としての景観を保つためにも、施設の解体撤去に取り組む必要があります。

(2) その対策

【水道施設】

- ① 国等の助成制度導入を図りながら施設の統廃合や改良及び計画的な管路更新を進めるとともに、維持管理の効率化と公営企業の経営基盤の強化を推進します。
- ② 管路更新と合わせて計画的な漏水調査を行い、無収水量の減少による営業収支の改善

を図ります。

【汚水処理対策】

- ① 今後、経年劣化による数多くの汚水処理施設・設備の改修等が必要となることから、ストックマネジメント計画に基づき、国等の助成事業導入による設備更新及び処理場施設の統廃合を進め、ライフサイクルコストの削減と公営事業経営における採算性の向上を推進します。
- ② 令和6年度から地方公営企業法の全部適用の事業体に移行したことから、経営及び財務の状況を正確に把握したうえで、経営戦略に基づいた下水道事業（農集排、浄化槽含む）を推進していきます。

【廃棄物処理対策】

- ① マイバック・マイバスケットの持参運動やリサイクル運動に取り組むほか、生ごみを含む家庭ごみの減量に努めるとともに、ごみの資源化・減量化に関する啓発活動を通じて家庭・企業の意識の向上を図り、地域全体での循環型社会の実現に努めます。
- ② ごみの不法投棄による土壤汚染などの環境破壊を防止するため、町内外への啓発活動を進めるとともに、関係機関との連携によるパトロール活動や不法投棄防止対策を強化し、美しい景観の保全に努めます。
- ③ 学校や地域単位それぞれにおいて環境教育の実践・充実に努め、子どもから高齢者まで広くごみ問題、環境問題への理解と意識の高揚を図ります。

【消防、救急体制】

- ① 消防団活動や訓練、行事の見直しにより団員の負担軽減を図るとともに、処遇改善や機能別消防団員制度を活用し、団員の確保・定着に努めます。
- ② 団員の安全確保を最優先とし、消防資機材・施設設備等を計画的に更新整備し、消防団機能の強化、消防力の向上を図ります。また、西和賀消防署を防災拠点として、常備消防と消防団の連携を強化するための訓練を実施します。
- ③ 災害時に町民が居住地域の災害リスクを事前に把握し、適切な避難行動を取ることが出来るよう、防災ハザードマップの刷新を図ります。また、国内の大規模災害の発生状況を考慮し、隨時地域防災計画を更新します。
- ④ 地域防災を牽引する防災士の育成や、自主防災組織と消防団の連携を進め、地域全体の災害対応力の向上を図ります。

【公営住宅】

- ① 町営住宅等の適切な維持管理に努めながら計画的な改修を進めるため、引き続き公営住宅長寿命化計画に基づき改修工事を実施します。
また、町内の住宅需要の状況に応じ住宅の整備を進めます。

- ② 町内の住宅需要に応えるため、入居の状況を見極めながら若年層の定住促進のための若者向け住宅の整備や、民間のアパート建設を促進する支援策を検討します。
- ③ ニーズが高い高齢者の冬期居住を受け入れる生活支援ハウス事業を引き続き運営するとともに、民間事業者による高齢者向け住宅整備に対し支援を行うなど、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を中心に、住民が町内で暮らし続けるための方策に取り組みます。
- ④ 高齢者や障がい者に対応した住宅のバリアフリー化を推進するため、必要な改修工事等に対して助成を行うほか、木造住宅の耐震診断事業の推進と耐震化工事への支援を行います。

【その他公共施設】

公共施設等総合管理計画における各施設の方向性に基づき、劣化度合、周辺住家等への影響及び町の財政状況を考慮しながら、計画的に解体撤去を進めます。

■町内にある水道の種類

(令和7年3月31日現在)

区分	事業者 (管理団体)	給水計画人口	給水人口	給水区域
上水道	1 団体 (町)	5,500	4,538	湯本、湯田、間木野、湯之沢、清水ヶ野、楓沢、川尻、上野々、小繫沢、白木野、細内、越中畑、中村、野々宿、巣郷、湯川、耳取、草井沢、左草、下前、沢内地内全域 (国有林除く)
飲料水供給施設	2 団体 (組合)	124	12	鷺之巣ほか
簡易給水施設	2 団体 (組合)	112	22	芦ヶ沢ほか
※専用水道	1 団体 (※岩手県)	426	0	杉名畑 (道の駅錦秋湖)

■消防、救急施設状況(総務課)

(令和7年3月31日)

区分		西和賀町
消防 団	消防団分団数	6分団
	消防団員数	301人
	消防ポンプ自動車	6台
	小型動力ポンプ数	16台
	小型動力ポンプ積載車	15台
消防 水利	消防栓数	276基
	防火水槽	40m ³ 以上 20m ³ ～40m ³

広域消防 (西和賀消防署)	
職員数	22人
消防ポンプ自動車	2台
指揮車	1台
救急自動車	2台
広報車	1台

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備			
(1) 水道施設			
上水道	水道施設統廃合等整備事業 中部、新町水系の統廃合 湯川水系の施設改良 主要地方道盛岡横手線道路改良に伴う配水管布設替事業 泉沢地区 配水管 L=1,420m 水道管路耐震化事業 配水管 L=8,000m 水道管漏水調査事業 若畑、中部、湯川、耳取、長峰水系 水道事業経営改善事業 適正な料金検討、経営戦略見直し	町 町 町 町 町 町 町 町 町	
(2) 下水処理施設			
公共下水道	公共下水道統廃合整備事業 処理場の統廃合 下水道施設・設備更新事業 機械・電気等設備の更新 下水道事業経営改善事業 適正な使用料検討、経営戦略見直し	町 町 町 町 町	
その他	浄化槽市町村整備推進事業 合併処理浄化槽 7人槽 25基	町	
(5) 消防施設	消防施設整備事業 小型動力ポンプ付積載車2台、消防ポンプ自動車3台、消防屯所1棟	町	
(6) 公営住宅	公営住宅改修事業 大畠、新町、上野々、湯田、猿橋団地	町	

(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 危険施設除去	公共施設除却事業 【事業内容】 未利用公共施設の除却を行う。 【事業の必要性】 老朽化し利用の見込めない施設が多く、周辺住家等への崩壊等危険回避を図るため、解体撤去を進める必要がある。 【見込まれる事業効果】 安全な生活環境の確保が図られる。	町	
防災・防犯	防災ハザードマップ作成事業 【事業内容】 防災ハザードマップの危険区域や防災気象情報等を最新の情報に刷新する。 【事業の必要性】 災害時に町民が適切な避難行動を取ることが出来るよう、防災ハザードマップの刷新により、現状の地域の災害リスク等を常に周知する必要がある。 【見込まれる事業効果】 地域の災害リスクの可視化。災害時の適切な避難行動への誘導。	町	
(8) その他	街路灯 LED 照明管理事業 塵芥車更新事業	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

西和賀町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と課題

【子育て環境の確保】

本町の児童数は昭和 45 年には全人口に対して 33.6% の 4,260 人でしたが、令和 2 年には 9.4% の 484 人となり、過疎化の進行と比例して大幅に減少しています。

保育施設は、公立保育所が 3 か所、民間保育園が 2 か所あり、令和 7 年 4 月で 62 人が利用しています。少子化の進行によりすべての施設が定員割れとなっており、定員に対する入所児の割合は 28.8% となっています。保育所入所者数の減少により各年齢階層の入所人數に偏りがあるため、いずれの施設においても異年齢児混合保育と同年齢児保育が混在しています。

また、保育施設は建設されてからいざれも 40 年以上が経過しており、少子化による定員割れの状況も踏まえ、町立保育所と私立保育園をそれぞれ統合し、新たな保育施設を整備することとしています。

また、進行する少子化に対応した施策として、出産や子育てへの支援の充実が求められており、子どもを安心して育てられる環境づくりのため、保育料の無料化のほか、一時保育や病児保育など、多様な保育サービスの提供に取り組んでいます。

【高齢者福祉】

本町では、過疎化や核家族化とともに高齢化が急速に進展しており、高齢者比率を令和 2 年国勢調査で見ると県平均の 33.8% を大きく上回る 51.0% となっています。世帯別状況では、高齢者のいる世帯は全世帯の 78.2% となっており、そのうち高齢者一人暮らし世帯は 391 世帯、高齢者夫婦世帯は 363 世帯と年々増加傾向にあります。

本町の施設介護サービスは比較的充実しているものの、施設による介護サービスだけでは限界があり、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域で支える仕組みづくりとしての地域包括ケア体制の深化が求められています。また、高齢化に伴う認知症患者の増加により、介護者への負担が増加していることから、関係機関との連携・協力体制の強化による介護者支援体制の構築が求められています。

また、老人医療費給付制度の医科、歯科ともに対象年齢を 70 歳以上に統一し、疾病の初期段階での治療の促進を図っています。

高齢者同士の交流や健康づくりなど、高齢者の福祉向上のため、老人クラブの活動を支援していますが、高齢者人口の減少や価値観の多様化などにより会員数は減少傾向にあります。高齢者がこれまで培ってきた知識と経験が生かせるよう、積極的な社会参加の促進と多様な参加機会の提供が求められています。

高齢者や障がい者の利便性の向上のためのバリアフリー化が求められていますが、公共施設を含め、あまり進んでいないのが現状です。

「除雪が困難」、「車の運転ができない」、「買い物に行くことが困難」など、介護を必要と

しないまでも、公的サービスだけでは地域内で十分に自立した生活が困難な世帯が増加しています。

【その他の福祉】

障がい者については、身体障がい者手帳所持者は令和7年3月31日現在306人となっています。内訳は、肢体不自由が159人と全体の52.0%を占めており、次いで内部障がい97人となっています。障がい者施設「ワークステーション湯田・沢内」や特定相談支援事業所と連携を図りながら障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心・安全に暮らせる共生社会を目指す必要があります。

在宅で生活する障がい者については、主な介護者である親の高齢化などにより将来の生活基盤に不安を抱えている場合が多く、グループホームなどへの入居も含め、障がい者の自立や社会参加に向けた支援の強化が必要です。

ひとり親世帯の状況は、令和7年4月1日現在25世帯（児童扶養手当・特別児童扶養手当対象世帯）となっています。これらの世帯の多くは養育者一人の収入によって生活が支えられているため、家計の維持、子どもの教育費等の問題が生じており、医療費助成等に加え、就労機会の確保、さらには教育福祉対策の観点などから総合的に支援していく必要があります。

社会構造の変化により家族や地域、会社などにおける人とのつながりが薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況が懸念されることから地域でのつながりや心のケアが必要です。

そのほか対象者の属性を問わない相談支援や複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の推進や出産から育児まで地域における子育て支援体制の整備を図る必要があります。

【健康づくりの推進】

町民の総合的な保健予防活動として、働き盛り世代を対象に一日人間ドック事業を実施していますが、若年期からの生活習慣病が増加傾向にあるとともに、国民健康保険一人当たりの医療費が県平均より高い水準となっており、住民自らが生活習慣を改善し、健康づくりに取り組む必要性がより一層高まっています。

また、男性の死亡率（人口10万対）に占めるがんの割合が最も高く、特に気管、気管支及び肺がんの割合が高く、次いで胃がんの割合が高いことから（令和3～5年度岩手県保健福祉年報より）、喫煙の影響が示唆されており、禁煙の取組が強く求められています。

（2）その対策

【子育て環境の確保】

① 子育て家庭のニーズを把握しながら、延長保育やゼロ歳児保育など保護者の実情に応じた特別保育事業の導入を検討するほか、病児保育事業についても、必要に応じて保護

者が適切に制度を利用できるよう子育て家庭に対する周知を強化します。

- ② 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援体制を整え、育児不安や虐待の予防に 対応するこども家庭センターを、新たに建設する（仮称）西和賀町保健センターに設置します。
- ③ （仮称）西和賀町保健センターには子育て支援センターも設置し、子どもが自由に遊べ、親の相互交流が図られる環境を整備します。
- ④ 育児休業制度等については、国・県等の関係機関と連携しながら育児休業給付制度や 子育てサポート企業に対する税制優遇制度などの普及啓発を行います。

【高齢者福祉】

- ① 高齢者が健康で安心して生活できるよう地域包括支援センターの機能充実や官民連携 による在宅支援（医療介護連携）を推進するとともに、介護予防の推進や権利擁護、相談 支援など総合的なサービス提供体制の構築に取り組みます。
- ② 社会福祉協議会と連携して老人クラブの会員確保に努めるとともに、生涯学習やボラ ンティア活動の支援などにより、高齢者の生きがいづくりを推進します。また、閉じこ もりがちの高齢者も気軽に参加できるよう、各地区集会所単位で健康相談や介護予防事 業を開催し、健康づくりと併せた交流の場の確保に努めます。
- ③ 高齢者のニーズに対する地域資源を把握し、地域で安心して生活できる支援体制の構 築に向けて、関係機関や団体と連携しながら検討を行います。

【その他の福祉】

- ① 障がい者が、その障がいに応じて主体的に自立を目指し、その人らしく自立や社会参 加ができるよう各種支援を行います。
- ② 公共施設を中心に、誰もが使いやすい施設への改修など、社会的、制度的、心理的な面 を含めたバリアフリー社会の実現を目指して啓発活動に努めるとともに、障がい者に対 する理解を深めるための研修や啓発を行い、障がいのある方を地域で支える体制の強化 に努めます。
- ③ 障がい者が地域社会で自立した生活を送るため、障がいの程度や個々の事情に応じた 福祉サービスの提供を図るとともに、サービスに関する情報提供や相談体制の充実に努 めます。
- ④ 子育てや仕事など、ひとり親家庭が抱える問題等について気軽に相談できる窓口を設 置し、生活の安定や自立促進を支援します。
- ⑤ 複合化・複雑化した支援ニーズに合わせて、関係部署・関係機関等が分野を超えて協働 し、包括的な連携体制を強化して支援を行います。

【健康づくりの推進】

- ① 健康づくり推進協議会等を通じて、町民全体の健康状態を周知しながら健康づくりの

啓発を行います。併せて、その拠点となる（仮称）西和賀町保健センターを整備します。

- ② 若年者健診や一日人間ドック、休日検（健）診を継続し、働き盛り世代の生活習慣病予防や疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、各種検（健）診の未受診者へのアプローチを行います。
- ③ 受動喫煙防止対策や禁煙外来の周知等を通じて禁煙に取り組む人を増やし、喫煙による健康被害に遭う人をなくすよう努めます。
- ④ 西和賀ご当地体操やシルバーリハビリ体操の普及に努め、健康教室参加者や健診受診者にインセンティブを提供して、自ら健康づくりや介護予防に取り組む人を増やし健康寿命の延伸を目指します。

■児童数の推移(国勢調査)

区分	総人口 (A)	児童数			(B) / (A)
		計 (B)	幼児（0～4歳）	少年（5～19歳）	
昭45	12,667	4,260	967	3,293	33.6
昭50	10,923	3,131	746	2,652	28.7
昭55	9,989	2,403	659	1,744	24.1
昭60	9,520	2,062	634	1,428	21.7
平2	8,973	1,854	536	1,318	20.7
平7	8,594	1,615	380	1,235	18.8
平12	7,983	1,359	298	1,061	17.0
平17	7,375	1,038	224	814	14.1
平22	6,602	759	161	598	11.5
平27	5,880	609	121	488	10.4
令2	5,134	484	93	391	9.4

■保育所の状況（学務課）

（令和7年4月1日現在）

名称	床面積 (m ²)	敷地 面積(m ²)	建物 面積(m ²)	定員 (人)	保育・園児数 (人)	職員数 (人)	設置 年度	許可 年度
新町保育所	387	2,118	414	45	18	7	S40	S49
せんだん保育所	360	6,755	461	45	0	0	S36	S48
川舟保育所	450	2,486	542	45	11	6	S43	S43
計	1,159	7,203	1,159	135	29	13		
川尻保育園	470	1,198	470	35	15	5	S49	S49
湯本保育園	496	2,416	535	45	18	5	S30	S32
計	966	3,614	1,005	80	33	10		

■高齢者（65歳以上）人口の推移（国勢調査、町民課）									(単位：人、%)
区分	昭和50	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27
65歳以上	1,308	1,543	1,753	1,962	2,286	2,696	2,901	2,837	2,760
高齢者比率	12.0	15.4	18.4	21.9	26.6	33.8	39.3	43.0	46.9
区分	令和2								
65歳以上	2,619								
高齢者比率	51.0								

■高齢者のいる世帯状況（国勢調査）										(単位：戸、%)	
区分	① 総世帯数	② 高齢者のいる世帯								高齢者 のいる 世帯割合 ②/①	
		②の内訳									
		高齢者の 単身世帯		高齢者の 夫婦世帯		子供等との 同居世帯					
昭和50年	2,673	1,020	37	3.6	69	6.8	914	89.6	38.2	%	
昭和55年	2,657	1,147	61	5.3	79	6.9	1,007	87.8	43.2	%	
昭和60年	2,593	1,276	85	6.7	64	5.0	1,127	88.3	49.2	%	
平成2年	2,506	1,367	133	9.7	113	8.3	1,121	82.0	54.5	%	
平成7年	2,447	1,518	172	11.3	168	11.1	1,178	77.6	62.0	%	
平成12年	2,436	1,664	231	13.9	236	14.2	1,197	71.9	68.3	%	
平成17年	2,393	1,758	283	16.1	316	18.0	1,159	65.9	73.5	%	
平成22年	2,272	1,703	324	19.0	343	20.1	1,036	60.8	75.0	%	
平成27年	2,131	1,647	369	22.4	346	21.0	932	56.6	77.3	%	
令和2年	1,989	1,555	391	25.1	363	23.3	801	51.5	78.2	%	

■身体障害者手帳所持者（健康福祉課）							(各年3月31日現在 単位：人)
年次	総数	肢体 不自由	聴覚 障害	視覚 障害	言語 障害	内部 障害	
平21	458	262	42	51	5	98	
平22	484	284	45	50	6	99	
平23	491	286	44	47	7	107	
平24	491	290	42	43	7	109	
平25	449	265	35	38	10	101	
平26	461	271	35	38	7	110	
平27	444	260	34	35	7	108	
平28	423	250	31	32	5	105	
平29	421	246	32	31	8	104	
平30	416	239	33	30	5	109	
令元	388	213	28	28	2	117	
令2	384	212	28	28	2	114	
令3	381	204	27	28	2	120	
令4	359	187	26	25	1	120	
令5	340	173	25	23	0	119	
令6	306	159	24	22	4	97	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進 (2) 認定こども園	保育施設統合整備事業 私立保育施設建設費補助、町立保育施設建設	町	
(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉セ ンター	高齢者生活福祉センター施設整備事業 居住棟屋根防水事業	町	
(7) 市町村保健センタ ー及びこども家庭セ ンター	(仮称) 西和賀町保健センター建設事業 センター建設、車庫移設 ほか	町	
(8) 過疎地域持続的發 展特別事業 児童福祉	放課後児童健全育成事業 【事業内容】 町内2か所に学童クラブを設置し、町内 の保護者が昼間家庭にいない小学生を 対象に、放課後児童クラブで保育を行う。 【事業の必要性】 保護者の就労と子育ての両立を支援 し、放課後における児童の安全かつ健全 育成を図る。 【見込まれる事業効果】 保育環境の確保、児童福祉の向上が図 られる。 病児保育委託事業 【事業内容】 町内の医療機関に委託し、病児につい て専用スペースで看護師等が一時的に保	町	

<p>高齢者・障害者福祉</p>	<p>育を行う。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>病気のため集団保育や家庭での保育が困難な児童を一時的に専用の施設で預かり、保護者の就労と子育ての両立の支援を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>保育環境の確保、児童福祉の向上が図られる。</p> <p>老人医療費給付事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>町に住所を有する満70歳以上の方の医療費の自己負担分の一部を町が給付する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>町民の健康保持及び経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>疾病の早期治療及び疾病の重症化予防につながり、長期的に有効な医療費削減効果が得られる。</p> <p>結核療養者及び精神障害者医療費給付事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>結核療養者及び精神障害者に対し、自己負担分の一部を町が給付する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>適正な医療を確保するとともに、生活の安定と福祉の増進を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>疾病の早期治療及び疾病の重症化予防につながり、長期的に有効な医療費削減効果が得られる。</p>	<p>町</p> <p>町</p>
------------------	---	-------------------

健康づくり	一日人間ドック事業 【事業内容】 健診や保健指導の機会を作り、疾病の予防、早期発見及び早期治療のため、一日人間ドックを町立西和賀さわうち病院へ委託する。 【事業の必要性】 若年層からの健診や保健指導の機会を作り、町民の健康づくりの意識を高める。 【見込まれる事業効果】 疾病の予防、早期発見及び早期治療が図られ、健康寿命の延伸につながる。	町	
(9) その他	福祉バス購入事業 29人乗り 1台 病児保育施設整備事業 病児保育施設整備補助	町	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

西和賀町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と課題

本町には、公的医療機関として町立病院、民間医療機関として医科が2箇所、歯科が2箇所あります。

町立西和賀さわうち病院は、施設の老朽化にともない移転新築工事が行われ、平成26年10月にオープンしました。診療科目は内科、外科、歯科と、月3回の眼科診療、月2回の耳鼻いんこう科、月1回のひ尿器科、皮膚科、週1回の小児科診療を設置しており、リハビリや透析治療、介護保険事業を含めた在宅医療も行っています。

また、町全体の疾病の予防や早期発見、早期治療のためには、既存の医療資源が有機的に機能することが必要であることから、西和賀さわうち病院と町内の民間医療機関の医師により病診連携推進会議を設置し、町立病院と開業医、行政と医師の連携を進めています。

町の救急医療体制は、救急告示病院としての西和賀さわうち病院が一次救急を担っており、二次救急医療は町外医療機関に依存していることから、町内医療機関、西和賀消防署及び二次救急医療機関との切れ目のないサービス構築が求められています。また、平成23年度に県が運行を開始したドクターへりの活用により、救急患者に対する短時間での高度救急医療の提供が可能となり、救命率向上が期待されています。

地域医療に携わる医師不足が全国的な問題となっている中、本町においても医師体制の確立が急務であり、安定した医師確保が喫緊の課題となっています。また、安全で信頼される医療を提供するために、看護師をはじめとする医療スタッフの充実を図り、医療の質の向上に取り組む必要があります。

急速な高齢化の進行に伴い、寝たきり防止や身体機能の維持改善のため、リハビリの重要性が高まっています。また、訪問診療や訪問看護など在宅医療の需要も高くなっているほか、移動や交通困難にも対応し町内全地域をカバーできるよう遠隔診療の構築が急務となっています。

(2) その対策

- ① 西和賀さわうち病院においては、一次救急医療機関として24時間医療体制を確保するとともに、町内の民間医療機関や西和賀消防署、圏域の二次救急医療機関との連携を進めることにより、迅速で適切な救急医療体制の充実を図ります。
- ② 病診連携推進会議を継続して設置するとともに、町立病院と町内の民間医療機関の連携のあり方や町民に提供する医療の内容などについて検討し、効果的な地域医療の確立を目指します。
- ③ 町立病院を中心に、将来的な医療需要を見据えた保健・医療・福祉・介護の包括体制の構築に取り組みます。
- ④ 医師確保対策として、修学資金の貸与による医師養成事業を推進するとともに、岩手医大や県立病院を始めとする関係機関との連携・協力により、研修医等の受け入れのほか、

応援医師の安定的確保に努めます。

- ⑤ 薬剤師や看護師など医療スタッフの人員を確保するとともに、高度な医療技術を持つ専門職員の配置を進め、職員研修の充実などにより患者サービスの向上を図ります。
- ⑥ 訪問診療や訪問看護、訪問リハビリによる在宅医療の充実を図るとともに、今後、移動や交通困難者に対応するため医療M a a S等の導入を検討します。
- ⑦ 透析患者の増加に対応して人工透析装置の増設及び計画的な機器の更新を行い、地域医療の中核としての機能の充実を図るとともに、経営の健全化・安定化に努め、医療の継続性を確保します。

■患者の利用状況（西和賀さわうち病院）

(単位：件、人)

年度	町立西和賀さわうち病院				入院
	外 来			一日当たり	
	医 科	歯 科	総 数	外来患者数	
昭60	36,712	9,178	45,890	154.5	10,748
平2	39,630	8,824	48,454	165.4	10,346
7	45,225	8,448	53,673	181.9	10,605
12	32,773	7,603	40,376	165.2	7,104
17	29,990	6,879	36,869	135.1	8,826
18	25,521	7,691	33,212	123.5	4,382
19	23,445	7,055	30,500	113.4	6,173
20	20,788	7,346	28,134	103.6	7,019
21	21,314	7,428	28,742	108.0	7,834
22	20,950	6,874	27,824	100.8	6,445
23	21,342	6,946	28,288	108.5	6,753
24	21,219	6,821	28,040	107.3	6,036
25	19,792	7,069	26,861	114.7	4,574
26	21,584	7,380	28,964	117.0	6,432
27	23,351	7,291	30,642	116.0	9,957
28	23,001	7,396	30,397	114.9	9,913
29	23,051	7,424	30,475	115.0	9,570
30	22,809	7,784	30,593	112.5	10,169
令元	22,600	7,621	30,221	110.6	9,509
2	21,345	6,351	27,696	101.1	9,386
3	21,934	6,674	28,608	107.4	9,491
4	20,514	6,807	27,321	102.5	8,666
5	19,387	6,286	25,673	96.1	7,286
6	19,415	6,346	25,761	96.7	7,717

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
7 医療の確保 (1) 診療施設 その他	医療機器等整備事業 一般X線装置、救急用超音波診断装置、M	町	

	R I ほか		
(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	<p>医師養成事業 医師 2名</p> <p>【事業内容】 町立西和賀さわうち病院に医師として従事しようとする者に対し、学費や入学金一時金の貸付を行う。</p> <p>【事業の必要性】 町立西和賀さわうち病院の医師の人材確保を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果】 医師体制の充実により、安定的な医療の提供が可能となる。</p>	町	
	<p>医療従事者養成事業 看護師、薬剤師、臨床工学技士各 1名</p> <p>【事業内容】 町内医療機関に薬剤師、看護師又は臨床工学技士として従事しようとする者に対し、学費の貸付を行う。</p> <p>【事業の必要性】 町内医療機関の医療従事者の人材確保を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果】 町内医療機関の医療従事者の充実により、安定的な医療の提供が可能となる。</p>	町	
その他	<p>岩手中部地域病院群輪番制病院運営事業</p> <p>【事業内容】 岩手中部地域病院群輪番制病院運営事業に要する費用の一部を負担する。</p> <p>【事業の必要性】 二次医療圏域における休日・夜間等の医療体制の確保を図る。</p>	町	

	<p>【見込まれる事業効果】 町民の適切な医療の提供と保健衛生の向上につながる。</p> <p>岩手中部地域医療情報ネットワーク事業 【事業内容】 岩手中部地域医療圏内の市町で構成するネットワーク協議会の運営に要する費用の一部を負担する。</p> <p>【事業の必要性】 情報通信技術の活用による診療情報共有等の連携を推進する。</p> <p>【見込まれる事業効果】 町民が安心して受けられる医療・介護・福祉サービス環境の充実が図られる。</p> <p>(4) その他</p> <p>病院施設整備事業 病院医師住宅整備事業 病院医師送迎車整備事業 在宅医療促進事業 医療M a a S 車購入</p>	協議会	
--	---	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

西和賀町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と課題

【学校教育】

本町では、児童生徒数の減少などにより平成23年度に小学校を統合し、小学校2校、中学校2校となりました。町立学校のほとんどの校舎が建設から40年以上が経過し、中には50年近く経過しているなど学校施設の老朽化が進んでおり、計画的な改修が必要となっています。また、沢内学校給食共同調理場については、老朽化に伴い令和2年度に「西和賀町総合給食センター」の建築工事に着手、令和4年度から運用を開始し町内全ての小中学校児童生徒に学校給食を提供しています。

多くの児童生徒がスクールバスを利用し通学していますが、通学時における児童の安全確保のため、スクールガードを設置するなど、見守り活動への支援を行っています。

学力面では、町の未来を担う子どもたちの基礎的・基本的な知識技能や、自ら学び考える能力など、「確かな学力」を育てる基礎基本の定着と、知・徳・体の調和の取れた「生きる力」を育む教育をさらに充実していくことが重要です。さらに、不登校やいじめが社会問題となっている中、児童・生徒の豊かな人間性の育成が重要視されており、自然豊かな町の環境を生かした体験活動のより一層の推進が求められています。

また、国が示したG I G Aスクール構想への対応として、町内の全小中学校にネットワーク環境の整備と1人1台のタブレット端末の導入が完了し、活用されています。

身体面では、近年、小中学生の肥満傾向が進んでいるほか、体力運動能力調査では、基礎体力、運動能力ともに県平均を下回る項目があり、児童生徒の体力づくりが課題となっています。

町内には県立西和賀高校がありますが、少子化による生徒数の減少などから、岩手県による県立高等学校の再編計画により、規模縮小や再編が危惧されており、同校存続に向け、高校の魅力化を図るさまざまな取組を行っています。

【社会教育、社会体育】

老若男女を問わず、学習を通じて町民一人ひとりが健康で豊かな生活を送ることを目的として町民大学や高齢者大学等の各種講座を開設しています。人口減少が加速する中で、参加者の固定化や特定の年代や性別に偏らないように講座内容の見直しを行うとともに、開催方法や周知の方法についても工夫していくことが必要です。

また、生涯学習や社会教育事業を継続していくために、自ら進んで学習し次世代を担う人材の育成を進めていくことが課題となっています。

児童・生徒に対しては、「西和賀町子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書ボランティアと連携した読み聞かせや図書室を活用した読書イベントの開催し、読書活動の推進を行っています。

また、川尻図書室及び太田図書室に空調設備を導入し、居心地のよい環境の整備を行う

とともに、移動図書館車「みどり号」による巡回貸し出しを定期的に実施し、利便性の向上に努めています。

一方、図書機能の強化のためには、拠点となる図書館の整備が必要です。拠点図書館に司書を配置し、利用者の本のニーズや質の良い図書の選定、西和賀や当地域に特化した郷土資料の書籍収集等を進めながら、川尻、太田図書室の機能を高めていくとともに、町民に対して本に親しむ機会を提供する様々な取組みを積極的に進めていくことが必要です。

少子高齢化による人口減少、核家族化の進行等により地域行事等の継続が縮小傾向にあるものの、岩手県独自の教育振興運動の基盤を元に地域全体で子どもを育む土壤があります。加えて、令和4年度には全ての学校で学校運営協議会が設置され、地域とともに学校づくりを進めるコミュニティスクールの体制整備が図られつつあります。

今後はさらなる地域に開かれた学校づくりを目指し、学校・家庭・地域が一層の連携・協働を図り、子どもを地域で支える体制づくり、それを支える人材の確保を推進する必要があります。

教育振興運動推進事業は、近年、児童や生徒がいない地区が出てきており、実践班の活動に温度差が出ていることが課題となっています。

(2) その対策

【学校教育】

- ① 学校施設の計画的な改修やスクールバスの更新など、適切な維持管理を進めます。加えて、空き校舎など、活用の見込みが無い学校施設の解体を計画的に進めます。
- ② スクールバスの運行体制やスクールガード等地域の協力体制の充実を図り、安心・安全な通学体制の整備を図ります。
- ③ 児童生徒数の減少を踏まえ、小中学校の一貫校など、学校のあり方の見直しを進めます。
- ④ 教員の資質向上や読書活動の推進を図るとともに、児童・生徒の自ら考える力を養成することなどにより基礎学力の向上を図るほか、児童・生徒の人権意識や豊かな感情、郷土愛といった心の教育を推進します。
- ⑤ 発達段階に応じた計画的・継続的な児童・生徒の体力づくりの推進や、家庭、地域及び学校の連携による食育活動により、健康な児童・生徒を育てます。

【社会教育、社会体育】

- ① 幅広い世代ごとのニーズに応じるため、少年、青年、成人教育（教室）を実施します。年代ごとに西和賀特有の自然や地形の学習や文化・芸術の伝承等を大人から子どもまで楽しく学べる教室の開催に努めます。また、「まちづくり講座」など開催し、自ら進んで学習しようとする人材を育成します。高齢者学習では、ほのぼの学園事業として仲間づくりと生涯学習し続ける楽しさを学びます。

これらの講座事業の情報は、すべての町民に届けられるよう生涯学習だよりなどの紙

媒体に加え、インターネット、SNSによる発信を行います。

② 子どもの自主的な読書活動を推進するため、幼少期から読書に親しむ習慣づくりとして家庭や地域での読み聞かせの機会を創出します。町内の読み聞かせグループによる読み聞かせ会の開催のほか、親しみやすい図書室づくりのため「図書ボランティア」を募り、読み聞かせ講習会や手づくり絵本講習会を実施し、人材の育成や環境整備を図ります。

また、図書資料の充実を図るため、利用者へのアンケートや西和賀や県内の郷土に関する資料や出身作家の書籍の収集等を実施します。

③ 学校地域支援地域本部事業として、湯田地区及び沢内地区にそれぞれ地域コーディネーターを配置し、学校で行う行事や体験活動に要望する地域人材の派遣、スクールガード等の地域と学校の連携・協働を推進します。

教育振興運動推進事業として、旧小学校単位に活動する実践班の活動を推進し、全県共通課題や地域教育課題の解決を図る教育振興運動の推進を図ります。

④ 国のスポーツ基本法の改正を踏まえた地域のスポーツ振興方針について、生涯スポーツ推進協議会を開催し、町のスポーツ振興の根幹となる「(仮称) 西和賀町スポーツ振興計画」を策定し、町の状況を踏まえたスポーツ振興方策を定めます。

各種団体と連携し、出前講座やスポーツ教室等を開催し、町民の方々がスポーツに親しむ機会を積極的に創出し、スポーツの習慣定着を図ります。

総合型地域スポーツクラブと連携し、休日等の部活動の地域展開を進め、児童生徒がスポーツに取り組む環境を整備します。

⑤ スポーツ施設の劣化調査を実施し、施設の状況を把握するとともに、関係機関との協議を行い、将来のスポーツ施設のあり方について検討を進めるとともに、最近の気候変動に対応した施設の整備を進めます。

■ 小中学校の概要（学校基本調査、施設調査） (令和6年5月1日現在)

区分	指定辺地	学級編成	児童生徒数	教員数	教員1人当児童生徒数	校舎面積	児童生徒1人当校舎面積	危険校舎比率	屋内運動場面積	児童生徒一人当屋内運動場面積	校舎構造	給食形態
小学校	総数	—	単12 複0	人127 人24	人5.3 人5.3	m ² 3,672 m ² 28.9	m ² 28.9 m ² —	%— %—	m ² 1,600 m ² 12.6	m ² 12.6 m ² —	— —	— —
	湯田	1級地	単6 複0	71	13	5.5	1,934	27.2	775	10.9	RC2F	共
	沢内	2級地	単6 複0	56	11	5.1	1,738	31.0	825	14.7	RC2F	共
	総数	—	単6 複0	人85 人21	人4.0 人4.0	m ² 6,139 m ² 72.2	m ² 72.2 m ² —	%— %—	m ² 1,887 m ² 22.2	m ² 22.2 m ² —	— —	— —
中学校	湯田	1級地	単3 複0	41	11	3.7	2,950	72.0	854	20.8	RC3F	共
	沢内	2級地	単3 複0	44	10	4.4	3,189	72.5	1,033	23.5	RC3F	共

■ 小中学校児童生徒数の推移

(学校基本調査：令和6年5月1日現在 単位：人)

区分	平成12年度		平成17年度		平成22年度		平成27年度		令和2年度		令和6年度		
	児童生徒数	教員数	児童生徒数	教員数	児童生徒数	教員数	児童生徒数	教員数	児童生徒数	教員数	児童生徒数	教員数	
小学校	総数	422	74	314	58	255	54	195	25	155	25	127	24
	湯田	-	-	-	-	-	-	90	13	76	13	71	13
	川尻	72	11	51	10	49	9	平成23年度 3校が統合し 湯田小に					
	湯本	82	9	62	8	63	10						
	越中畠	15	6	20	6	13	6						
	左草	9	5	平成13年度湯本小に統合									
	下前(分)	5	2										
	沢内	-	-	-	-	-	-	105	12	79	12	56	11
	沢内第一	101	12	86	10	59	9	平成23年度に 4校が統合し 沢内小に					
中学校	猿橋	56	12	36	8	35	8						
	川舟	54	9	37	9	23	6						
	貝沢	28	8	22	7	13	6						
	総数	298	30	213	25	136	18	123	26	96	20	85	21
学校	湯田	151	15	97	12	60	9	61	12	47	10	41	11
	沢内	147	15	116	13	76	9	62	14	49	10	44	10

■ 社会体育施設 (生涯学習課、学務課)

名 称	規 模	設置年度
太田プール	25m7コース 450m ²	S48年度
弓道場	近的3人立 66m ²	元
沢内農業者トレーニングセンター	バレー2面、バスケット1面、バドミントン4面 1,802m ²	57
沢内総合公園(野球場)	夜間照明	3
志賀来ドーム	ゲートボール2面 テニス1面	13
志賀来スキーパーク	ゲレンデ3.9ha 夜間照明 クロカンコース	58
志賀来キャンプ場	テントステージ 6人用10基 10,275m ²	60
湯田農業者トレーニングセンター	バレー2面、バドミントン2面、バスケット1面 1,224m ²	62
湯川体育館	バレー1面、バドミントン2面 963.94m ²	63
湯本屋内温泉プール	25m6コース、サブプール 1,903m ²	59
錦秋湖グラウンド(野球場)	夜間照明	14
町営湯田スキー場	ゲレンデ2.3ha 夜間照明、延長705.17m	47
学校体育施設	各小学校、体育館及びグランド	

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
8 教育の振興 (1) 学校教育関連施設 校舎	沢内地区小中一貫校建設事業 校舎、屋内運動場 ほか 小中学校施設長寿命化事業 湯田小・中学校施設改修	町	
屋内運動場	小中学校施設長寿命化事業 湯田小・中学校施設改修	町	
教職員住宅	小学校施設長寿命化事業	町	

	沢内小学校教員住宅解体		
スクールバス・ボート	スクールバス購入事業 大型バス 1台	町	
その他	小中学校 GIGA スクール環境整備事業 タブレット購入、ネットワーク環境整備ほか	町	
(3) 集会施設・体育施設等			
体育施設	湯本屋内温泉プール整備改修事業 駐車場無散水消雪設備改修工事 湯田農業者トレーニングセンター整備事業 アリーナ部屋上防水シート改修 スポーツ設備整備 沢内農業者トレーニングセンター整備事業 スポーツ設備整備 錦秋湖グラウンド整備事業 照明設備更新 (LED 化) グラウンド土補充、暗渠排水更新	町	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
高等学校	西和賀高校魅力化支援事業 【事業内容】 本町唯一の高等学校である岩手県立西和賀高等学校の教育活動、保護者の経済的負担の軽減を支援する。 【事業の必要性】 地域と連携した支援の実施により、学校の魅力向上と生徒確保を図る。 【見込まれる事業効果】 地域の活性化、地域振興が図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

西和賀町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

(1) 現況と課題

【コミュニティ活動の推進】

少子高齢化と人口減少が進む中、地域役員の負担増、集落活動の担い手不足のため地域行事の実施が困難など、コミュニティ活動のばらつき、停滞が見受けられます。

防災や高齢者支援等の助け合い、地域の担い手育成などのためには地域コミュニティの役割が重要になっており、住民自らが地域課題解決に取り組むコミュニティ活動への人的、財政的な支援が求められています。

こうした状況を受けて、「西和賀町地域づくり組織条例」により、地域づくりに取り組む組織と町との関わり方についての基本的な考え方を定め、相互協定を締結し、町は自治活動に必要となる事業費の支援や活動の拠点となる施設の貸与、集落支援員による活動支援など、地域づくり組織の主体的な活動を支援し、協働のまちづくりと自主的かつ活力ある地域づくりの進展を図ることとしています。

地域活動の活性化や分野別の課題を担う人材を育成するとともに、行政との協働により住民活動を支援し、まちづくりを促進する仕組みづくりが課題となっています。

【情報公開と住民参画】

住民、行政、企業等の協力、連携と役割分担による協働のまちづくりを推進するため、分かりやすい情報提供と、広聴広報活動の充実が課題となっています。

地方分権の進展により、限られた資源を的確かつ効率的に活用する自治体運営が求められているとともに、住民ニーズも多様化、高度化しており、住民と行政が互いに情報を共有しながら課題解決に向けた取組を進める必要性が増しています。

(2) その対策

【コミュニティ活動の推進】

① 各行政区の自治組織を地域づくり組織として町が認定し、現状と地域課題の把握、課題解決に向けた話し合いの促進を図るため、集落支援員を配置し集落支援の取組を進めます。

② 住民主体で地域課題の解決に取り組むなど、地域づくりに重要な役割を持つ地域コミュニティ活動を活性化させるため、自由度の高い地域づくり組織一括交付金を交付するとともに、旧公民館を地区集会所として地域づくり組織に貸与することにより、地域づくりの拠点としての活用を促進します。

③ 酪農や花き、山菜などの農産物や漬物などの加工品、自然環境などの観光資源、町の玄関口としての地理的条件、乳製品や地ビールなど地場産業との連携など地域ならではの多様な資源を活用して、持続可能な地域づくりを目指す住民主体による話し合いと事業化を支援します。

- ④ 多様な主体の連携・協働の取組の担い手として期待されているN P O法人や住民団体の活動を支援するとともに、従来行政が行ってきた事業等について、N P O法人等との協働を進めていきます。

【情報公開と住民参画】

- ① 住民、行政、企業等が対等な立場で情報を共有し、それぞれが互いの役割と責任を持ちながら協力と連携体制のもとで協働のまちづくりを目指すため、協働推進計画に基づき具体的な取組を進めます。
- ② 行政の公平、公正と透明性を確保するために、広報紙やホームページなどの活用により町民が求める情報を分かりやすく容易に入手できる体制を構築するとともに、日常の広聴広報活動の充実に努めます。
- ③ 町が行う政策の立案、実施、評価などに住民が主体的に参加して関われるよう、住民参画に関するルールづくりを進めるとともに、町民が町に対し具体的な政策を提案し、まちづくりや行政運営に積極的に関われる住民提案制度の導入に向けた取組を進めます。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	<p>地域づくり組織一括交付金</p> <p>【事業内容】 町内行政区ごとに組織された地域自治組織の幅広い活動に対して支援する。</p> <p>【事業の必要性】 少子高齢化による人口減少により集落に求められるニーズが多様化しており、それに対応した支援が必要となっている。</p> <p>【見込まれる事業効果】 地域自治組織が主体的に課題解決に取り組む活動を支援する事で、地域の自治力の向上が図られる。</p> <p>集落支援員設置事業</p> <p>【事業内容】 住民等とともに地域の実情や課題等を把握</p>	地域	町・地域

	<p>握し、集落等の維持及び活性化に必要な対策を推進し、特色ある地域づくりを行うため、集落支援員を設置する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>集落での人口減少と高齢化に伴い、生活扶助機能の低下、交通手段の不足、空き家の増加など重大な問題となり、町が十分な目配りをした上で施策を実施することが必要となっている。</p> <p>【見込まれる事業効果】</p> <p>集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、町が集落の実情に沿った施策の展開が図られる。</p>		
(3) その他	北部活性化拠点施設整備事業	町・地域	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

西和賀町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

(1) 現況と課題

地域文化は、その地域で生まれ継承されていくものであり、その担い手は地域住民です。かつて、鉱山で賑わった本町は多くの労働者による交流から、多様な文化に触れる機会がありました。また、戦後まもなく結成された地元劇団の活動が元になり演劇の基盤が育ってきたことが本町における文化活動の大きな核になっています。近年の地域文化振興の背景には、文化を享受すると共に、自らが文化活動に参画したいという需要の高まりがあることから、町民が多様な文化活動に触れる機会を提供するために、特に演劇に力を入れ、鑑賞型事業のみならず参加型事業に重点を置き事業展開を行ってきました。

町の文化活動の拠点である文化創造館（銀河ホール）は、建設から 30 年が経過し、躯体及び機器の老朽化が進んでおり、利用者の安全性や利便性確保のための改修が課題となっています。

地域文化の継承については、少子高齢化や人口減少、人々の意識の変化などにより、地域の生活に根付いた年中行事や民俗芸能の保存、伝承に困難な状況が生じています。20 以上の文化団体が所属する芸術文化協会においては、自主的な活動を発表する場として町民文化祭を開催していますが、後継者の育成が課題となっています。

本町には、国をはじめ、県、町が指定する文化財が多数存在します。有形の指定文化財については資料館等に収蔵展示していることから安定的な保存が図られている一方で、史跡や天然記念物等のうち私有地に存在しているものについては、所有者の高齢化や所有者が町内に在住していないなど、今後の保護や管理の仕組みづくりが急務となっています。さらに、文化財を適切に保護・保存を行う上では、専門知識や一定の経験が必要であり、学芸員等の専門職員を配置していない本町においては、人材育成に加えて助言を得られる機関との連携が欠かせない状況にあります。

(2) その対策

- ① 町民が自主的、主体的に芸術文化活動を行うことができるよう、各種団体の支援を図るとともに、活動の成果を発表できる場を確保します。
- ② 優れた文化芸術作品に多くの町民が親しむ機会の充実を図るため、演劇を中心とした各種事業を企画し、演劇によるまちづくりを推進します。
- ③ 町民が地域文化や資源の価値を認識し、その活用に取り組むとともに、伝承・保存活動を実践することにより地域活力が醸成されるよう、各種支援を行います。
- ④ 老朽化している史跡、名勝及び文化財の標柱や説明板を逐次更新するほか、文化施設の充実を図り観光行政と連携した地域文化に関する情報発信のあり方を検討します。
- ⑤ 文化創造館の計画的な改修を進めます。
- ⑥ 定期的なパトロールにより、指定文化財の状況把握に努めるほか、安定した保存管理体制の構築を検討します。

⑦ 歴史民俗資料館の収蔵品の計画的な点検及び整理を進め、町の歴史や文化を学ぶ拠点施設としての機能の維持に努めます。

■ 文化施設

名 称	概 要	所有者	設置年度
町立川村美術館	町出身の川村勇画伯の作品を展示	町	昭和60
町立川村美術館デッサン館	町出身の川村勇画伯の素描作品を展示	町	平成4
歴史民俗資料館	大台野遺跡出土品ほか	町	昭和53
文化創造館「銀河ホール」	観客席338席（固定288席、桟敷50席）	町	平成5
文化創造館「Uホール」	鉄筋コンクリート造2階建 ギャラリー、談話室ほか	町	平成7
志賀来野外ステージ	照明付	町	平成2
碧祥寺博物館	第1～5資料館 マタギ用具、積雪期生活用具ほか	碧祥寺	-
深澤景雄資料館	旧沢内村長の「生命尊重の深澤精神」を伝える「いのちの発信基地」	NPO法人	平成20

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
10 地域文化の振興等 (1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	西和賀町文化創造館改修事業 舞台機構制御盤更新、中央監視装置更新、自動火災受信機更新、その他機材設備更新	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

西和賀町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と課題

国では、2050年ゼロカーボンニュートラルを実現すること及び温室効果ガス排出量を削減する目標を掲げており、地域主導の脱炭素の取組が重要となってきていることから、自治体における再生可能エネルギーの取組はより一層重要視されています。

町が有する豊富な森林資源、温泉熱、雪等を生かした再生可能エネルギーの活用を検討し、国が目指す脱炭素社会へ向けた取組が必要となっています。

(2) その対策

- ① 森林資源、温泉熱、雪資源など地域資源を活用した再生可能エネルギーについて調査、検討を進めます。
- ② 公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進し、町民への普及啓発を行います。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー活用検討事業 【事業内容】 本町の地域資源による再生可能エネルギーの活用について、調査・検討を行う。 【事業の必要性】 地域資源の活用と地球温暖化の防止に向け、行政が率先して再生可能エネルギーの利用促進を図る。 【見込まれる事業効果】 環境に優しい持続可能な地域社会の構築が図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

西和賀町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

【行財政の効率化】

(1) 現況と課題

厳しい財政状況にあって、本町が自立した自治体として存続していくためには、より効率的・効果的な行財政運営のための体制整備が必要です。

依存財源の割合が高く、地方交付税制度の見直しなど国の制度改正の影響を受けやすい財政構造であり、人口減少や町村合併による合併算定替の適用期間の終了による地方交付税額の減少に対応した、より効率的かつ効果的な財政運営を進める必要があります。

多様化する行政ニーズに対応し、限られた財源で効率的な行政を運営していくため、職員個々の能力の向上を図るとともに、効果的で効率的な組織体制を構築することが必要です。合併自治体として分庁舎方式を採っており、業務内容ごとに庁舎が異なるため、行政情報システムを活用するとともに庁舎間の連絡体制を整備するなど、行政サービスの均衡と住民の利便性向上に取り組んでいます。また、効果的・効率的な行政運営を行うため、行政活動の目標や達成状況を客観的に評価する行政評価システムの整備が求められています。併せて、「西和賀町DX推進計画」に基づきDX（デジタルトランスフォーメーション）を全庁的に推進する体制を整備・運用し、業務改善と住民生活向上の取組が必要です。

(2) その対策

- ① 令和2年度に策定した「西和賀町中期財政計画」を着実に遂行し、将来にわたっての健全な財政運営を目指します。
- ② 多様化・複雑化する地域課題に迅速かつ適切に対応するため、行政内部の連携や協力体制の強化、人員配置や担当業務の見直しなども含め、行政改革の視点に立った組織機構体制を確立し、より効果的、効率的な庁内体制の整備を推進します。
- ③ 職員の能力開発に向けた研修の機会を提供するとともに、自発的な資質向上を図る取組を支援する体制を整備し、自分自身が描く職員像や町の将来像に向けて取り組む人材を育成します。
- ④ デジタル化の進行を踏まえ、各種システム等を有的に活用し業務改善を図るとともに、LOGOフォーム等の活用によるオンライン申請の推進を図り、町民の負担軽減、利便性の向上並びに職員の事務負担の軽減を図ります。
- ⑤ 「第3次西和賀町総合計画基本構想及び前期基本計画」における基本施策ごとの目標指標の設定や、行政活動の目標と達成状況を指標として示すなど、住民に対して分かりやすく成果の見えやすい行政評価システムの導入と行政評価結果の公表に向けた取組を進めます。

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住体験住宅運営、移住定住PR、移住支援事業	町	
		地域おこし協力隊招聘事業	町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	西和賀農業振興センター運営強化事業	振興センター	
		農業研修事業	県・町	
		地域ブランド推進事業	町	
		若年者ふるさと就職支援事業	町	
		観光PR事業	町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	公共施設除却事業	町	
		防災ハザードマップ作成事業	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	放課後児童健全育成事業	町	
		病児保育委託事業	町	
		老人医療費給付事業	町	
		結核療養者及び精神障害者医療費給付事業	町	
		一日人間ドック事業	町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	医師養成事業	町	
		医療従事者養成事業	町	
		岩手中部地域病院群輪番制病院運営事業	町	
		岩手中部地域医療情報ネットワーク事業	協議会	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	西和賀高校魅力化支援事業	町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり組織一括交付金	地域	
		集落支援員設置事業	町・地域	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー活用検討事業	町	